第１期
豊頃町地域福祉計画
豊頃町地域福祉実践計画

（平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度）

～「報徳のおしえ」をくらしに！～

支え合い、誰もが元気で、健やかにくらせるまちづくり

支え合うハルニレの木

平成３０年３月

豊　頃　町

豊頃町社会福祉協議会

はじめに

町民一人ひとりが「ふるさと豊頃」に誇りを持ち、次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、高齢者や障がい者が心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることは、町民の願いです。

このたび、豊頃町と豊頃町社会福祉協議会は、「健康で心ふれあうまちづくり」の実現に向け、平成３０年３月「第１期豊頃町地域福祉計画・豊頃町地域福祉実践計画」を策定いたしました。

福祉分野におきましては、既に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者福祉計画」、「子ども子育て支援事業計画」等の計画を策定しておりますが、今回策定しました「豊頃町地域福祉計画」は、各種計画の基本となるものであり、豊頃町の福祉を考える上で重要な計画となります。

「第１期豊頃町地域福祉計画・豊頃町地域福祉実践計画」では、町民の生活課題の解決に向け、町民・社会福祉協議会・事業者・行政など様々な担い手が役割分担しながら計画的に実行していくことになります。

本計画の基本理念である『～「報徳のおしえ」をくらしに！～支え合い、誰もが元気で、健やかに暮らせるまちづくり』を実現するためには、行政による公助だけでなく、町民の皆様の協力（自助・共助・互助）が不可欠な要素になります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に議論を重ね貴重なご提言並びにご協力を賜りました策定委員会委員の皆さんをはじめ、「地域座談会」や「地域福祉に関するアンケート」にご協力を頂きました町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

今後とも、町民の皆様のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成３０年３月

豊頃町長　　宮　口　　孝

地域社会を取り巻く環境は、進展する少子高齢化や人口減少により様々な課題を抱えており、地域住民の結びつきが希薄化する中で、子育てや介護の悩み、医療や交通手段など日常生活への不安を抱える人々が増加しています。

多様化する地域の困りごとを地域住民が互いに支え合い助け合うことで、私たち社会福祉協議会の使命であります「誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる」地域福祉社会を実現することができます。

これまで行政はもとより、ボランティアや福祉関係者など、福祉に理解を持たれる多くの団体、個人からのご支援で、本町の地域福祉を推進する中核的な立場で各種の福祉事業を推進してきたところです。

これからは更に社会の変化に応じた、数年先を見据えた取組が必要なことから、北海道社会福祉協議会からのご指導とご協力のもと、豊頃町第１期地域福祉計画との合同により、第１期地域福祉実践計画を策定いたしました。

福祉ニーズ把握のため行いましたアンケート調査では、多くの町民みなさまからご回答とご意見をいただき、本計画策定にあたり重要な資料とさせていただきました。

本計画は豊頃町と社会福祉協議会が連携して、長期的に同じ視点をもって地域福祉を推進するため策定されたもので、地域課題を共有しながら施策の展開に全力で取り組みますので、今後ともより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に『～「報徳のおしえ」をくらしに！～支え合い、誰もが元気で、健やかに暮らせるまちづくり』を基本理念とする本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました策定委員の皆様、ご指導賜りました関係機関の皆様、ご意見をお寄せいただきました町民の皆様に、心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

平成３０年３月

社会福祉法人　豊頃町社会福祉協議会

会　長　　加　藤　　敏

目　　次

第１章　計画の概要 …… 1

1　計画策定の背景と目的 …… 1
2　地域福祉とは …… 2
3　計画の位置づけ …… 3
4　計画の期間 …… 6
5　計画策定の体制 …… 7

第２章　町の地域福祉を取り巻く現状と課題 …… 10

1　豊頃町の概要 …… 10
2　豊頃町の統計からみる現状 …… 11
3　豊頃町社会福祉協議会 …… 17
4　豊頃町の社会資源 …… 20
5　地域福祉の課題（ニーズ） …… 21

第３章　計画の基本的な考え方 …… 23

1　基本理念 …… 23
2　基本目標 …… 24
3　取組の体系 …… 25

第４章　施策の展開と役割分担 …… 26

基本目標１　地域福祉社会を担う人づくり …… 26
(1) 福祉教育の推進 …… 26
(2) 福祉に携わる人材育成 …… 29

基本目標２　みんなで支え合う地域づくり …… 32
(1) 住民参加 …… 32
(2) 世代間交流 …… 36
(3) 子育て支援 …… 38
(4) 就労支援 …… 42

基本目標３　安心・安全な暮らしができる仕組みづくり …… 45
(1) 交通・移送支援 …… 45
(2) 生活支援 …… 47
(3) 災害時・緊急時支援と防犯対策 …… 49
(4) 健康・介護予防 …… 52
(5) 情報提供 …… 55
(6) 相談支援 …… 57
(7) 福祉サービスの提供 …… 60
(8) 権利擁護 …… 63

第５章　計画の推進体制 …… 66
1　推進体制の整備と計画管理 …… 66
2　計画の普及・啓発 …… 66
3　協働による計画の推進 …… 66
4　計画の検証と見直し …… 68

資料編

1　地域福祉に関するアンケート結果 …… 71
2　地域福祉に関するアンケート調査の結果（中学生版） …… 83
3　豊頃町地域福祉計画策定委員会設置要綱 …… 87
4　社会福祉法人豊頃町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定規程 …… 89
5　豊頃町地域福祉計画策定委員会委員名簿 …… 90

【障がいの表記】
　全ての人が、「障がい」の有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重する社会に向けて、一般的な否定的なイメージがある「害」の漢字表記を法律や固有名詞（例：障害者手帳や障害福祉サービスなど）として使用する場合を除いて、「ひらがな」で表記しています。

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化の急速な進行や、子ども等への虐待、ひとり暮らし高齢者の孤独死、生活困窮者の増加、地域における人間関係の希薄化や相互扶助機能の弱体化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、個別施策での対応では解決できない複雑な生活課題や地域課題が増加しています。

本町においても、急速な人口減少と少子高齢化が進み、地域福祉に対する住民のニーズが多様化・複雑化する一方、自治会役員、民生委員・児童委員、ボランティアなど地域で見守りを担う人材が減少し、また、介護職員などの地域福祉の担い手が不足しています。

平成２７年度の介護保険制度改正では、住民主体の助け合い活動や生活サービス支援体制、同年施行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮者の暮らしや仕事など生活上の問題について地域で見守るシステムづくりの構築が求められています。

また、平成３０年４月施行の改正社会福祉法では、個人や家族が抱える複合的な課題を制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画する地域共生社会の考え方が位置付けられました。それにより、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制をつくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

こうした状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくるためには、行政のみならず、地域住民、社会福祉法人など、地域に関わる全ての人々がともに「助け合い」、「支え合う」地域づくりを推進し、地域社会における多様な課題や福祉関連制度の変革に対応しなければなりません。

本計画は、町の最上位計画である「第４次豊頃町まちづくり総合計画の健康で心ふれあうまちづくり」を実現し、健康で安心して安全に生活できる地域社会を築くための指針として策定するものです。

なお、本町の福祉においては、行政と社会福祉協議会が補強・補完しあう関係にあり、それぞれが目指すべき目標、生活課題、社会資源を共有するものであり、両者が協働して円滑に地域福祉を進めるため、「豊頃町地域福祉計画」と「豊頃町地域福祉実践計画」を一体的に策定します。

２　地域福祉とは

地域福祉とは、個人や家族が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、一つの法律や福祉制度では対処できないような複合的な課題を地域の人と人のつながりで、お互いに助け合い、解決していく仕組みをつくっていくことです。

子どもから高齢者まで、地域の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような地域をつくるためには、個人とその家族が努力（自助）しながらも、自助では困難な課題を、地域の中で住民同士が助け合い（共助・互助）、社会保障制度や介護保険制度などの公的サービス（公助）との連携によって、解決していく取組が必要となります。

■「自助」・・・個人や家族による援助努力

⇒自分でできることは自分でする。家族で協力できることは家族で援助する。

■「共助・互助」・・・地域住民同士の助け合い、支え合い

⇒隣近所、町内会、社協、ボランティア、民生委員・児童委員によりお互いに助け合い、支え合う。

■「公助」・・・行政及び公的な制度によるサービスの提供

⇒支援を必要とする人やその家族などへの保健・福祉・医療その他の行政サービスの提供を行う。

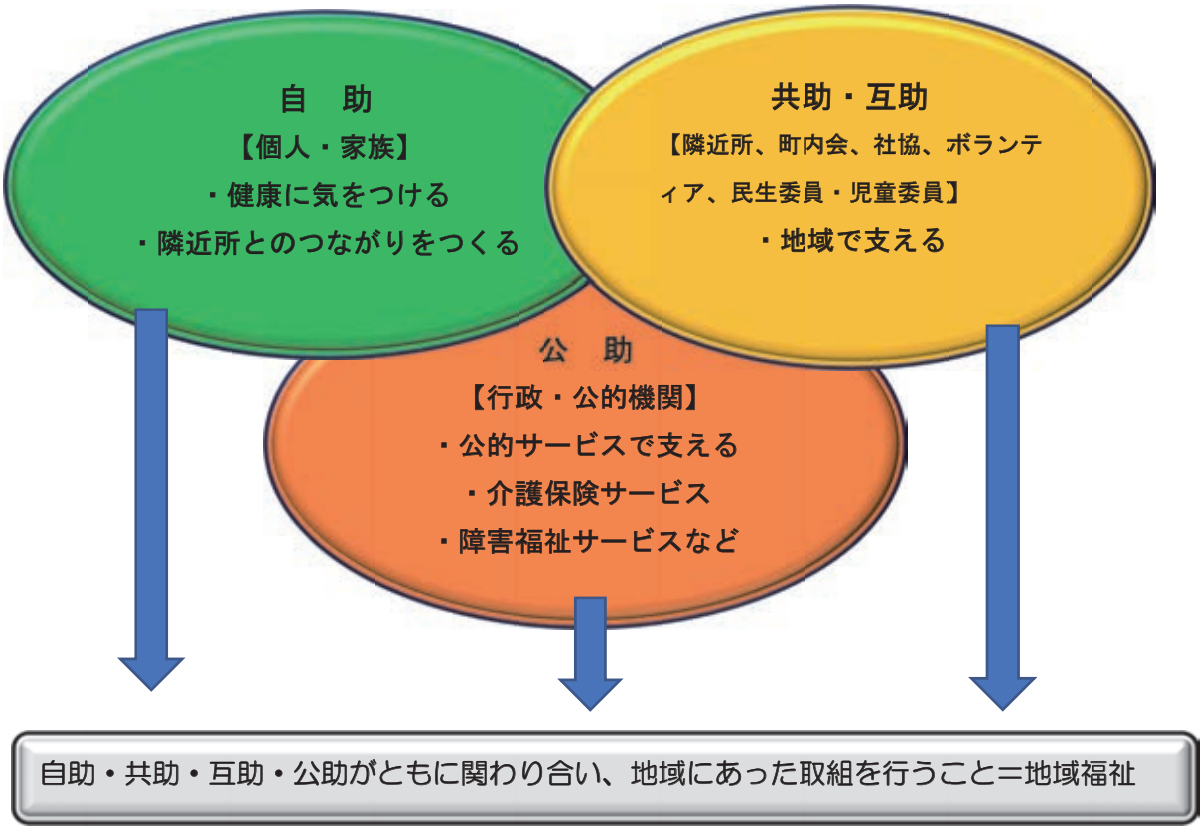

３　計画の位置づけ

（１）地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第１０７条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、「第４次豊頃町まちづくり総合計画」の下位計画として、まちづくりの重点項目の一つである「健康で心ふれあうまちづくり」の施策を具現化するための福祉分野の総合計画としての性格を持ちます。

したがって、本町の保健・福祉・医療等に関わる「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画」など既存計画全体の理念や方針、推進方向等を明示する総括的な計画として位置付けられます。また、地域づくりの視点から、教育、防災、交通、環境、まちづくりなど、住民生活全般の各分野との統制や連携を意識した計画とします。

（２）地域福祉実践計画

地域福祉実践計画は、地域福祉推進団体である社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民やボランティア団体、福祉事業者などと相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした自主的な民間の活動・行動計画です。

（３）地域福祉計画と地域福祉実践計画との関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための住民の活動・行動の在り方を定める計画が地域福祉実践計画となります。

社会福祉協議会は、社会福祉法第１０９条により、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられており、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の福祉活動の拠点としての役割を担っております。

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会が中心となって行う具体的な計画でありますが、町が策定する地域福祉計画と地域福祉実践計画は、両輪の関係として地域課題を共有し、双方が補強、補完し合いながら連携した施策を展開するものであります。

📖参考📖
社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第１０７条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（１）　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（２）　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（３）　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（４）　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（５）　前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は、変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第１０９条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の２以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

（１）　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調査及び助成

（４）　前３号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

《計画の関係図》

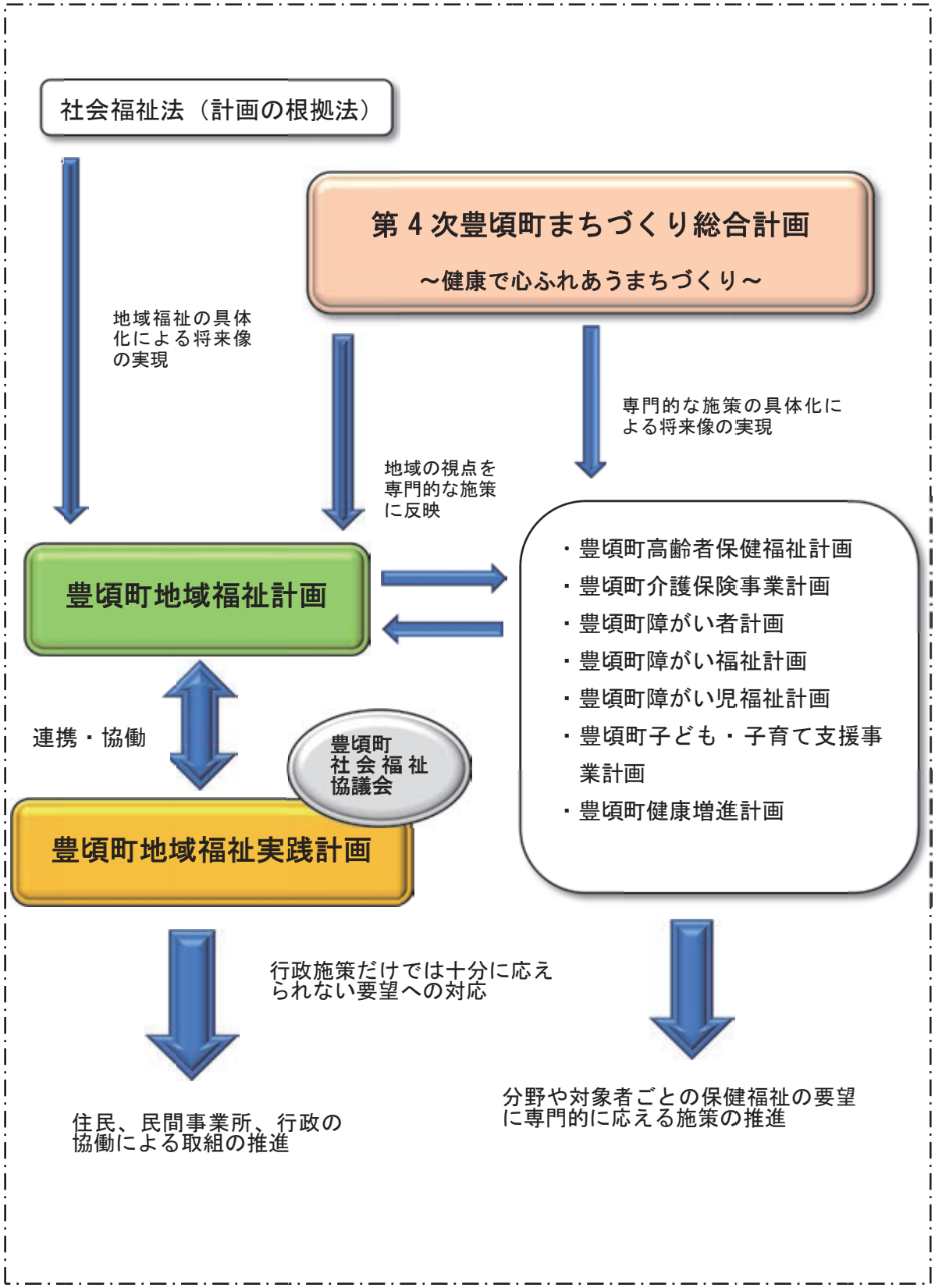
社会福祉法（計画の根拠法）
第４次豊頃町まちづくり総合計画
～健康で心ふれあうまちづくり～
地域福祉の具体化による将来像の実現
地域の視点を専門的な施策に反映
専門的な施策の具体化による将来像の実現
豊頃町地域福祉計画
・豊頃町高齢者保健福祉計画
・豊頃町介護保険事業計画
・豊頃町障がい者計画
・豊頃町障がい福祉計画
・豊頃町障がい児福祉計画
・豊頃町子ども・子育て支援事業計画
・豊頃町健康増進計画
連携・協働
豊頃町社会福祉協議会
豊頃町地域福祉実践計画
行政施策だけでは十分に応えられない要望への対応
住民、民間事業所、行政の協働による取組の推進
分野や対象者ごとの保健福祉の要望に専門的に応える施策の推進

４　計画の期間

本計画の期間は、平成３０年度から平成３４年度までの５年間とします。なお、計画の進捗状況や制度改革、地域情勢などが著しく変化した場合は、状況に応じて適宜、見直しを検討するものとします。

《各計画の期間》

５　計画策定の体制

（１）アンケート調査による住民意向の把握

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、住民及び中学生を対象に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

◆◆　地域福祉アンケート調査の実施概要　◆◆

対象者	２０歳以上の住民基本台帳登載者を無作為で抽出
配布人数	８００人
回収票人数（回収率）	３８３人（４７．９％）
実施期間	平成２９年６月～７月
配布・回収方法	調査票の郵送による発送・回収

対象者	豊頃中学校生徒
配布数	７３人
回収票数（回収率）	７０人（９５．８％）
実施期間	平成２９年７月～８月
配布・回収方法	豊頃中学校に依頼

（２）地域座談会

介護保険の生活支援体制整備事業と合わせて、地域住民の支え合い、助け合いの意識を啓発し、住民の声（ニーズ）を把握するために、「みんなで支え合う地域座談会」を開催しました。

《内容》
◎講演：「みんなで支え合うまちづくり」～さわやか福祉財団　翁川由希氏～
「助け合い体験ゲーム」により、自分は「何ができる？」「何をしてほしい？」を参加者と一緒にカードを使って意見交換をしました。
今は手助けが必要でない方も、年齢を重ねると手助けしてほしいことが出てきます。また、年齢の若い方の困りごとを、高齢者の方が助けてくれます。年齢に関わらず自分にできることを話し合うことで、地域住民の困りごとを手助けできることを確認することができました。

（３）地域座談会の開催状況

開　催　日	開　催　地　区	参加人数
平成２９年　７月２７日	大津・長節・湧洞・旅来地区	１７名
平成２９年１１月２９日	十弗町内・礼文内地区・十弗西区	１４名
平成２９年１１月３０日	茂岩１区～6 区	２１名
平成２９年１１月３０日	豊頃１区～3 区・上幌岡・下幌岡・豊頃区	１４名
平成３０年　１月２５日	統内・礼作別地区	１０名
平成３０年　１月２５日	中央区地区	１０名
平成３０年　１月２９日	二宮・農野牛地区	５名
平成３０年　１月２９日	牛首別・茂岩南区	１５名

【十弗町内・礼文内・十弗西区】

【茂岩１区～６地区】

【大津・長節・湧洞・旅来地区】

（４）計画策定委員会による審議

地域組織代表、学識経験、保健福祉医療関係者など９名で構成した「豊頃町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、本計画について審議しました。

◆◆　策定委員会の開催状況　◆◆

平成２９年５月２５日	第１回策定委員会 ・計画の概要説明　・アンケート内容の提示・検討
平成３０年１月２４日	第２回策定委員会 ・計画の素案について　・アンケート結果について
平成３０年２月２７日	第３回策定委員会 ・計画素案の最終決定について

（５）福祉課・社会福祉協議会担当者及びアドバイザー会議

本計画のアドバイザーとして北海道社会福祉協議会から担当職員を招き、ご協力とご助言をただき、福祉課・社会福祉協議会担当職員と検討協議し、策定作業をしました。

（６）福祉関係者等による意見交換及び勉強会

平成２９年７月２０日	社協理事・監事、評議員、民生委員・児童委員合同勉強会
平成３０年１月１８日	社会福祉協議会専門部会合同会議
平成３０年１月２２日	町内医療・福祉関係者による意見交換（地域ケア会議）

（７）パブリックコメント（意見募集）の実施

実　施　期　間	平成３０年２月１日から平成３０年２月１４日
閲　覧　場　所	役場福祉課窓口・ひだまり交流館
実　施　方　法	閲覧場所及び町ホームページで意見を募集

第２章　町の地域福祉を取り巻く現状と課題

１　豊頃町の概要

豊頃町は、北海道十勝地方の東南端に位置し、町の面積は、５３６．７１㎢で、十勝川が町の東端を南東に流れその流域は平らで、両側は丘陵性の段丘が起伏しています。海抜高度は低く、大津で５～６ｍ、茂岩市街で１０ｍ、池田町境で２０ｍです。

町名の由来はアイヌ語の「トエコロ」で、「大きなフキが生えているところ」と言われ、豊頃町は、明治１３年（１８８０年）に大津他４郡戸長役場が置かれたのを開町とし、「十勝発祥の地」と言われています。

また、明治３０年（１８９７年)、本町の開拓に大きな役割を果たした二宮尊親（二宮尊徳の嫡孫）が、福島県から興復社一行を率いて二宮地区に入植して以来、「報徳のおしえ」を受け継ぐまちとして発展してきました。

第１次産業が主な産業であり、広大な土地資源を活かし、大規模で機械化された生産性の高い農業と町総面積の６割を占める森林の保全に努めています。

また、漁業は大津地域を拠点として営まれ、サケの定置網漁業の水揚げ量が大半を占めています。

ト・ヨ・コ・ロを抽象化したもので、全体の円は平和・親睦・協力・団結を示し、変形三重円は、波紋を表現し、町の限りない躍進を表しています。

《町民憲章》昭和４２年１０月１日制定

わたくしたちは、故郷（ふるさと）の母なる大河（たいが）十勝川の流れるところ
その大海原（おおうなばら）をのぞむ、十勝発祥の地に働くよろこびに生きる、豊頃の町民です。わたくしたちは、先人のたくましい開拓精神と、報徳のおしえをうけつぐことをほこりとし、この町民憲章を定めます。　いまを充実させ、未来を発展させるために。

１　健康で、明るい町をつくりましょう。
２　自然を愛し、生産を高め、豊かな町をつくりましょう。
３　きまりを守り、安全で住みよい町をつくりましょう。
４　お互いの立場を理解し、助け合って、しあわせな町をつくりましょう。
５　文化を高め、未来に夢をもつ町をつくりましょう。

２　豊頃町の統計からみる現状

（１）人口と世帯数

平成２１年４月１日時点での人口は３，７０９人で、平成２９年４月１日時点では、３，２１９人となっており、８年で４９０人が減少しています。一方、世帯数は、１，４８５世帯から１，４８１世帯となっており、８年間ほぼ横ばいで推移しています。１世帯平均人数は、２．５０人から２．１７人に減少し、ひとり世帯が増えている状況です。

高齢者人口の推移を見ると、６５歳以上の総人口に占める割合は平成２１年が３２．６８％で、平成２９年には３８．６５％と年々増加しており、本町の高齢化が進んでいる状況です。

ア　人口と世帯の推移

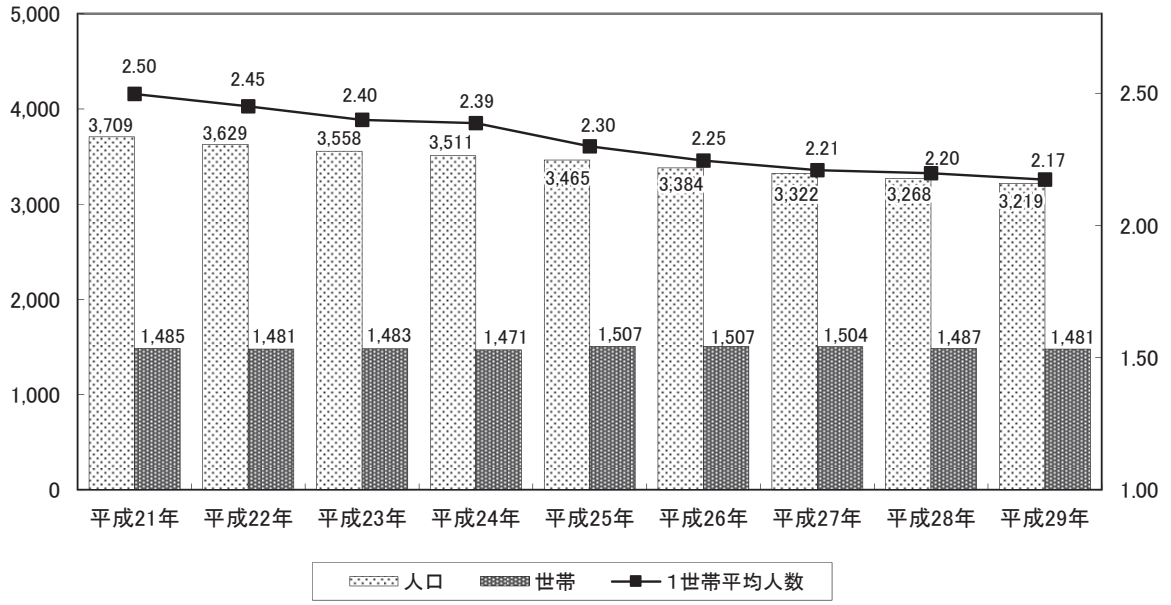

4月1日現在(単位:人、世帯)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人　口	3,709	3,629	3,558	3,511	3,465	3,384	3,322	3,268	3,219
世　帯	1,485	1,481	1,483	1,471	1,507	1,507	1,504	1,487	1,481
1世帯平均人数	2.50	2.45	2.40	2.39	2.30	2.25	2.21	2.20	2.17

イ　人口構成比の推移

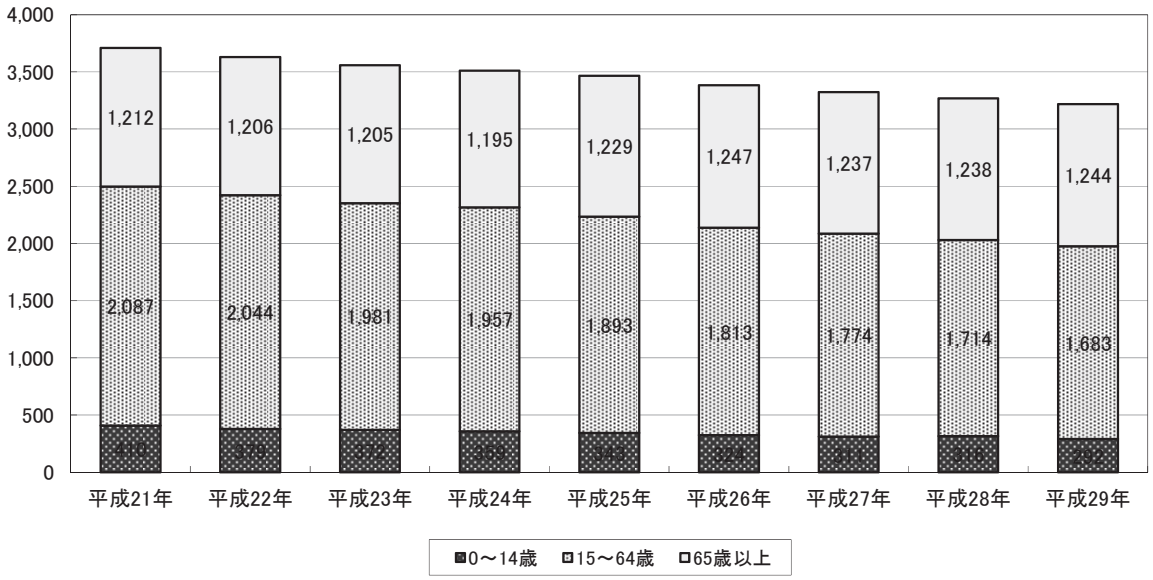

4月1日現在(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～14歳	410	379	372	359	343	324	311	316	292
15～64歳	2,087	2,044	1,981	1,957	1,893	1,813	1,774	1,714	1,683
65歳以上	1,212	1,206	1,205	1,195	1,229	1,247	1,237	1,238	1,244
計	3,709	3,629	3,558	3,511	3,465	3,384	3,322	3,268	3,219

ウ　高齢者人口の推移

4月1日現在(単位:人、%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口(65歳以上)	1,212	1,206	1,205	1,195	1,229	1,247	1,237	1,238	1,244
総人口に占める割合	32.68	33.23	33.87	34.00	35.50	36.84	37.23	37.88	38.65
後期高齢者人口(75歳以上)	668	660	684	679	708	730	720	724	729
総人口に占める割合	18.01	18.19	19.22	19.33	20.43	21.57	21.67	22.15	22.65
総人口	3,709	3,629	3,558	3,511	3,465	3,384	3,322	3,268	3,219

（２）子どもと家庭の状況

本町の近年の出生数は、平成１５年の４１人をピークに減少しており、平成２０年以降は１０人台の出生数となっています。出生数の減少により、小中学校の児童生徒の在籍数も減少していますが、特別支援学級の児童生徒数の割合が増加しています。また、子どもの家庭状況は、準要保護及び児童扶養手当対象児童生徒数の増加により、生活困窮世帯が増えている状況です。

ア　出生数の推移

１２月末現在（単位：人）

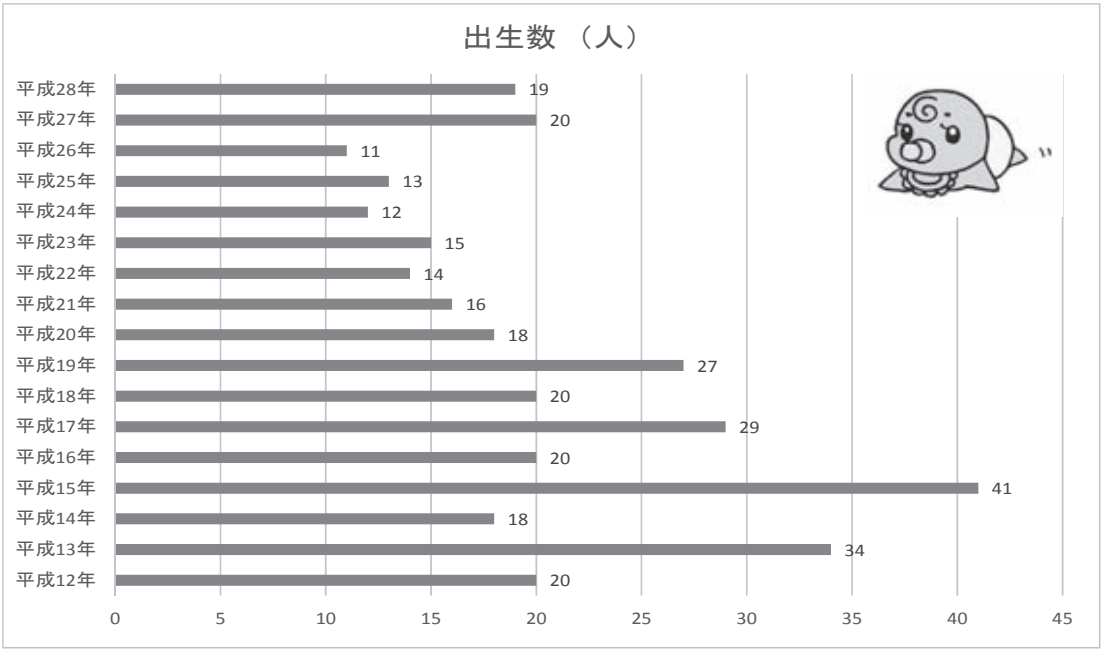

イ　保育所等の入所状況

4月1日現在（単位：人）

区　分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
茂　岩　保　育　所	72	59	55	52	50
大　津　保　育　所	3	6	4	6	4
え る 夢 児 童 ク ラ ブ	30	30	31	34	29

ウ　児童・生徒数の推移

4月1日現在（単位：人）

区　分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
豊　頃　小　学　校	149 (4)	136 (4)	129 (6)	112(7)	111(9)
大　津　小　学　校	10 (1)	8 (1)	6(2)	3(2)	5(2)
合　　計	159 (5)	144 (5)	135(8)	115(9)	116(11)
豊　頃　中　学　校	62 (3)	75(4)	74(3)	91(3)	68(4)

※（特別支援学級児童生徒数）
※（　）数は外数

エ　準要保護対象児童の推移

4月1日現在（単位：人）

区　分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要　保　護	小　学　校	0	0	0	0	0
	中　学　校	1	0	1	0	0
	合　　計	1	0	1	0	0
準要保護	小　学　校	11	9	13	12	18
	中　学　校	3	4	1	3	2
	合　　計	14	13	14	15	20

要保護とは、生活保護を受けていることであり、準要保護とは、経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な場合、一定の就学援助を受けることです。

オ　児童扶養手当受給世帯数と対象児童数の推移

3月31日現在（単位：世帯、人）

区　分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
児童扶養手当受給世帯	13	12	15	19	16
対　象　児　童　数	16	16	19	24	23

児童扶養手当とは、父母の離婚等や父（母）に一定の障がいのある子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を図るため支給される手当です。

（３）障がい者の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者数は、平成２５年からほぼ横ばいの人数で推移していますが、小中学校特別支援学級の児童生徒数の状況から、今後、手帳所持者数が増加すると推測されます。

3月31日現在（単位：人）

区　分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者手帳	238	245	231	224	227
療育手帳	43	43	44	45	45
精神保健福祉手帳	13	14	13	13	15

（４）生活保護世帯の状況

平成２５年から世帯数、人数、保護率とも、ほぼ横ばいで推移しており、本町の保護率は十勝管内の平均保護率より低く、生活保護世帯の多くはひとり暮らし高齢者世帯となっています。

3月31日現在（単位：世帯、人、%）

区　分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
豊頃町	世帯数	25	27	26	25	26
	人数	31	33	30	28	29
	保護率	8.9	9.7	8.9	8.5	9.1
十勝管内の平均保護率		12.3	12.2	12.0	12.1	12.2

※保護率‰（パーミル）＝被保護人員÷総人口の1,000に対する割合　（十勝総合振興局調べ）

（５）要介護（要支援）者の状況

認定者数は、平成２５年の１９４人から平成２９年には２５５人となり、６１人の増加となっています。認定率も、平成２９年は２０．５％となり、北海道及び全国の認定率よりも高い状況となっています。

特に、平成２９年３月末の要支援１の認定者数が、前年３月末に対し２８人の増加となっています。このことは、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの一部において、要支援の認定を受けていることを利用条件としたことが要因と考えられます。

3月31日現在（単位：人、％）

区　分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
認　定　者　数	194	212	218	229	255
要 支 援 １	22	27	25	33	61
要 支 援 ２	20	17	20	20	21
要 介 護 １	39	44	50	48	50
要 介 護 ２	32	34	41	51	50
要 介 護 ３	26	26	24	24	26
要 介 護 ４	25	35	30	28	31
要 介 護 ５	30	29	28	25	16
認定率（豊頃町）	15.8	17.1	17.7	18.5	20.5
認定率（北海道）	18.6	19.0	19.3	19.4	19.5
認定率（全国）	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0

「介護保険事業状況報告（3月月報）」

３　豊頃町社会福祉協議会

（１）豊頃町社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織であり、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０９条に基づき、設置されています。

豊頃町社会福祉協議会は、昭和５４年に社会福祉法人として認可され、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力の下、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」推進の中核的存在として様々な活動を行っております。

（２）組　織

社会福祉法人 豊頃町社会福祉協議会　機構図

平成29年4月1日現在

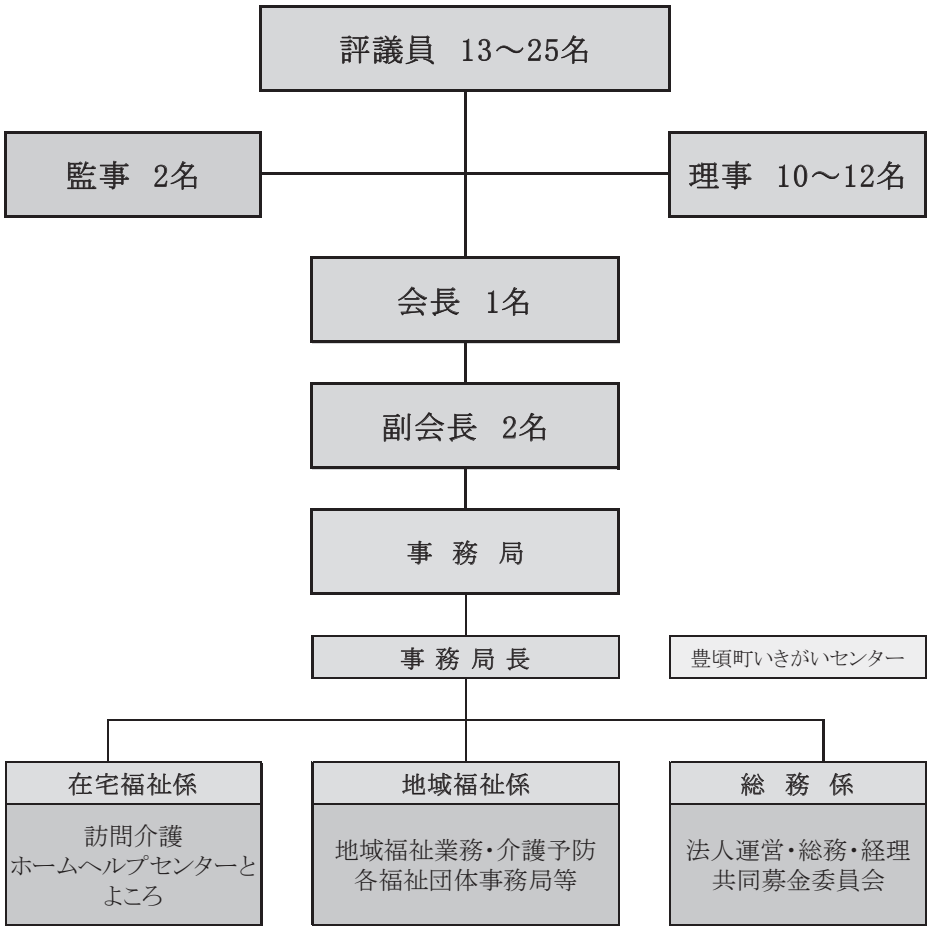

（３）財　政

◆◆　主な財源　◆◆

社会福祉協議会会費	一般会費：１世帯年額５００円 特別会費：５，０００円（会社、団体等） 原則町内に居住する町民を会員とし、行政区の協力を得て会費の納付を実施しています。
寄附金	住民や企業から寄せられる善意の寄附金は、本会が実施している地域福祉事業の活動費として活用されています。
経常経費補助金	社会福祉協議会の実施する法人運営事業、地域福祉活動事業、在宅福祉事業（訪問介護事業）の円滑な事業の推進を図るため、町から補助金が交付されています。
受託金	町からの各種事業運営及び施設管理運営等の委託を受託しています。また、北海道社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業を受託しています。
共同募金配分金	各行政区に働きかける戸別募金や大口戸別募金、町内企業等に働きかける法人募金活動を行っています。地域福祉事業全般に配分しています。
事業収入	各種地域福祉事業に関する参加費等の収入です。
介護保険収入	訪問介護事業の介護保険事業所としての介護保険、総合事業報酬と、利用者負担金です。
コミュニティ支援事業	障害者等就労支援事業として取り組んでいる、喫茶ふわりひだまり交流館コミュニティカフェの収入です。
その他	各会計予算の移動による繰入金と雑収入等です。 （経理区分間等の繰入金）

収入

会費	820,500
寄附金	1,136,603
経常経費補助金	30,647,000
受託金	11,529,450
共同募金配分金	2,253,464
事業収入	958,900
介護保険収入	7,903,643
コミニュティ支援事業	3,173,860
その他	4,631,027

支出

人件費支出	41,308,547
事業費支出	12,692,397
事務費支出	7,989,539
助成金支出	50,000
負担金支出	131,000
その他の支出	101,630

（平成 28 年度会計決算）

（平成 28 年度会計決算）

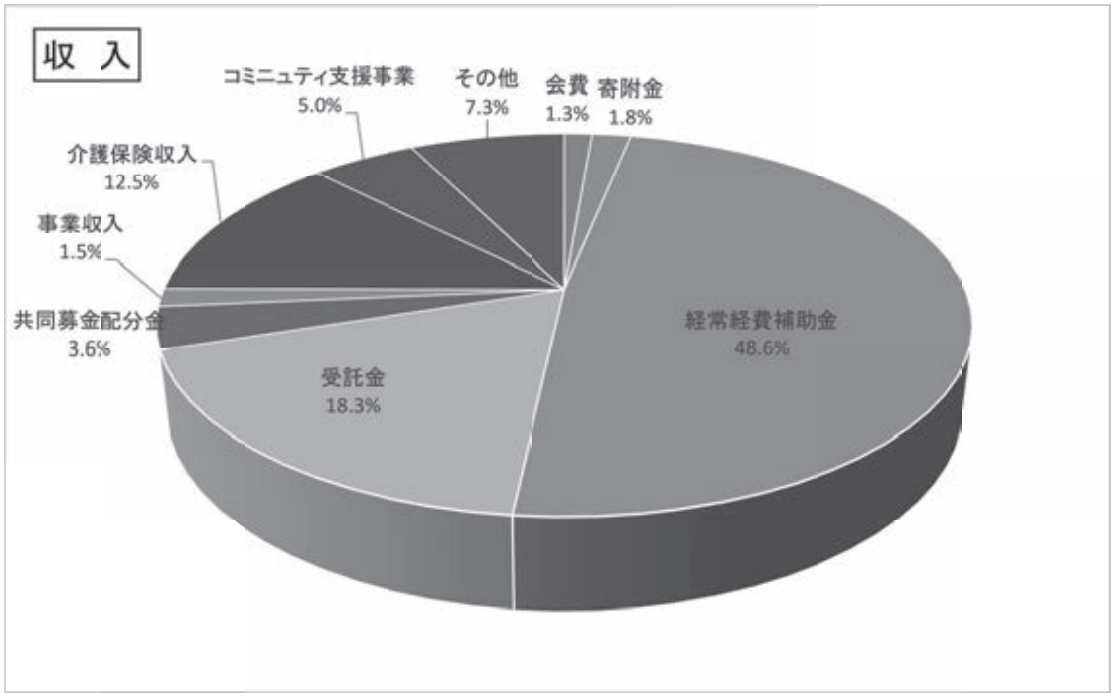
収　入
コミニュティ支援事業
5.0%
その他
7.3%
会費
1.3%
寄附金
1.8%
介護保険収入
12.5%
事業収入
1.5%
共同募金配分金
3.6%
経常経費補助金
48.6%
受託金
18.3%

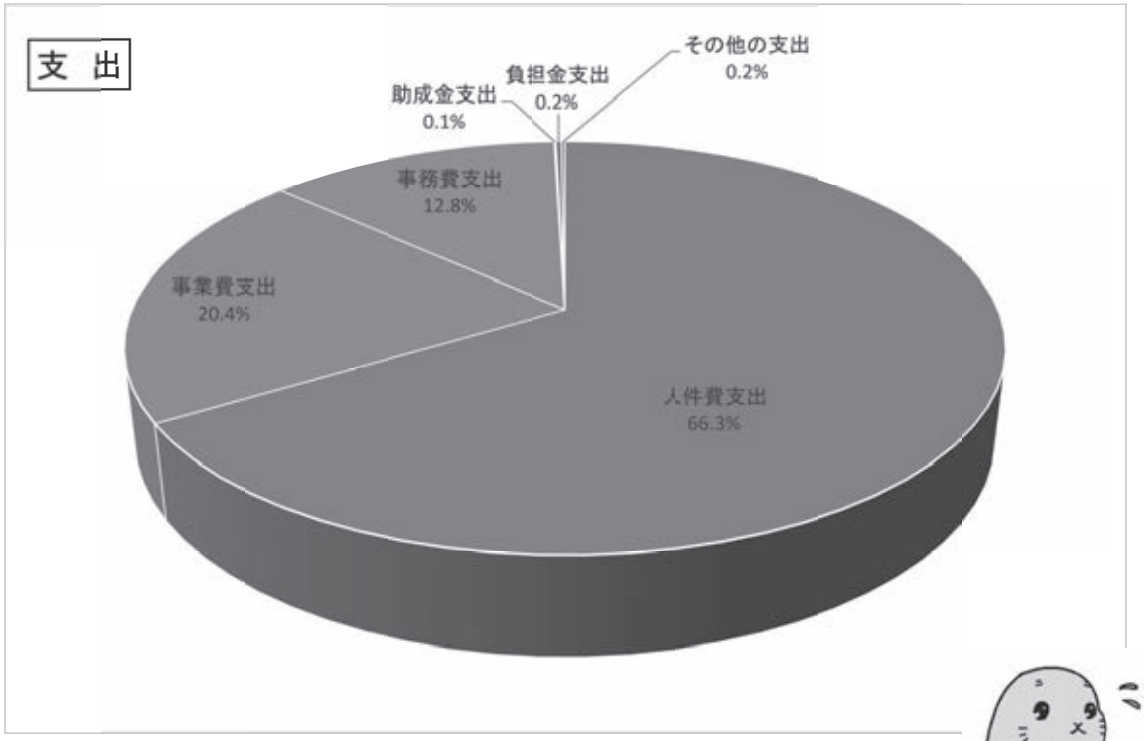
支　出
その他の支出
0.2%
負担金支出
0.2%
助成金支出
0.1%
事務費支出
12.8%
事業費支出
20.4%
人件費支出
66.3%

４　豊頃町の社会資源

豊頃町には、次のような地域の社会資源があります。

1　住民組織	・３４行政区　・地域づくり協議会（7 協議会） ・自主防災組織（5 団体）
2　民生委員･児童委員	・豊頃町民生児童委員協議会
3　福　祉	・特別養護老人ホームとよころ荘 ・地域密着型介護老人福祉施設はるにれ Toyokoro ・グループホーム光の家族　・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター　・障がい者相談支援事業所 ・福祉センター　・福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」 ・豊頃町高齢者健康増進センター
4　医　療	・豊頃町立豊頃医院　・大津診療所 ・豊頃歯科診療所　・とよころ調剤薬局
5　保　健	・豊頃町保健センター
6　教　育	・豊頃町教育委員会 （・青少年育成連絡協議会・ＰＴＡ連合会・体育連盟 ・文化団体協議会・スポーツ少年団本部） ・小学校（豊頃小学校、大津小学校）　・豊頃中学校 ・社会教育施設 （・える夢館・図書館・総合体育館・町民プール・町営球場 ・町営スケートリンク・運動広場・町営ソフトボール場） ・パークゴルフ場
7　子育て	・保育所（茂岩保育所、大津保育所）　・子育て支援センター ・える夢児童クラブ　・ことばの教室
8　商工・労働	・豊頃町農業協同組合　・大津漁業協同組合 ・豊頃町商工会　・ＮＰＯ法人とかるね ・豊頃町生きがいセンター ・一般社団法人ココロコ
9　ボランティア・当事者団体等	・豊頃町ボランティアセンター ・豊頃町身体障害者福祉協会豊頃分会 ・豊頃町手をつなぐ親の会　・豊頃町老人クラブ連合会 ・豊頃町殉公遺族会　・豊頃町赤十字奉仕団

５　地域福祉の課題（ニーズ）

課題１　地域生活の維持

■ 高齢になりひとり暮らしになると、買い物や病院の通院など、日常生活のちょっとしたことに不安を感じる人が少なくありません。特に、自家用車の運転が困難になったときの生活不安は大きなものです。見守りや何らかの生活支援がないと地域生活の維持が難しい状況です。

■ 地域福祉に関するアンケートでは、手助けしてほしいことについて、「相談相手がほしい」「見守りや緊急時に助けてほしい」との回答が多く、一方、手助けできることは「相談相手になる」「見守りや緊急時に助けてあげる」と同様の回答がありました。このニーズを地域での話し合いで解決し、助け合い・支え合いによる地域生活を維持することが重要な課題です。

■ 高齢化に伴い、冬季の除雪作業は大きな負担となっており、除雪困難者が増える一方、除雪支援者が減り、地域生活の維持が難しくなってきています。

■ 高齢になり身体機能の低下や生活不安などから家に引きこもる高齢者が少なくありません。いつまでも、健康で地域生活を続けられるよう、健康づくりや介護予防が必要となっています。

課題２　地域の絆や交流

■地域福祉に関するアンケートにおいて、普段、ご近所との付き合い方について、家を行き来するなど親しく付き合っている、顔が合えば立ち話をすると回答した方は２８０人（７３％）で、また、困ったときには助け合う、助けられたと２４３人（６４％）が回答しており、地域の絆や交流が図られていることがアンケート等の結果でわかりました。今後は、さらに地域の絆や交流を図る取組を進めなければなりません。

■本町は従来から地域の絆が強いまちではありますが、高齢化が進み、地域活動に参加する住民の減少と役員等の担い手不足により、行政区の再編成や町内会活動が停止しているなど、「地域力」の低下が課題となっています。

課題３　豊かなサービス

■地域福祉に関するアンケートでは、自分や家族の健康や介護のことを不安に思っていると１７５人（４６％）（複数回答）が回答しています。また、介護が必要になったときは、施設に入所したいと１５７人（４１％）が回答し、家族介護と福祉サービスを利用しながら在宅で暮らしたいという１４２人（３７％）の回答を上回っています。介護保険や障害福祉などの公的なサービスだけでは住民一人一人の生活様式に合わせたきめ細やかな対応は難しく、本町のサービス提供事業所数が限られ、また、介護職員等の確保が困難な現状であり、大きな課題となっています。

■ひとり暮らしや認知症高齢者や障がい者などは、福祉サービスの利用支援が必要なケースが増えておりますが、情報を収集することは難しく、複雑化する福祉課題に対応した総合的な相談機能の充実が求められています。

■地域活動を担う人材が不足しており、ボランティア数も減少傾向にあることから、若手ボランティアの育成が課題となっています。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

■ 地域福祉計画は、豊頃町民が、健康で安心して安全に生活できる地域社会を築くための指針となるものであり、地域福祉実践計画と連動し、福祉の側面から町の目標の実現を目指すものです。

■本町は「報徳のおしえ」を家庭・学校・地域で生かし、人づくり・まちづくりを推し進めていることから、両計画が目指す基本理念を次のとおり定めます。

～「報徳のおしえ」をくらしに！～

支え合い、誰もが元気で、健やかにくらせるまちづくり

報徳のおしえ（四綱領）

至誠（あかるく　ひたむき）

まごころをもって、まじめに働くことと

勤労（いきいき　小さな積み上げを）

豊かな生活や夢をかなえるため、仕事にはげみ努力をおしまないこと

分度（それぞれの良さ　自己をみつめて）

礼儀正しく、節度をもって、自分にふさわしい暮らしを送ること

推譲（ゆずる心で　共に生きる）

互いに助け合い、幸せな社会をつくること

２　基本目標

■基本理念を実現し、誰もが自立した生活を送るためには、共に支え合う意識づくりが必要となることから、町民、町内会、行政、関係団体、事業者などが、それぞれの役割に基づいた連携を図り、協働で地域における担い手づくりを推し進める必要があります。

基本目標１　地域福祉社会を担う　人づくり

誰もが安心して暮らせる地域福祉を推進するためには、活動の担い手が必要であり、それらが広がっていくことの仕組みも必要です。学習機会や地域住民が集う交流を通じ、子どもから大人まで福祉に対する理解を深めることはもとより、地域福祉活動やボランティア活動を担う人材の発掘や育成を行うとともに、自主的な活動へと広がっていくような環境づくりを行います。

基本目標２　みんなで支え合う　地域づくり

高齢者や障がい者などの自立した生活を支えていくためには、地域の見守りや日常生活の支援が必要となります。住み慣れた地域で、いつまでも健康で安全で安心していきいきと暮らせるよう、社会参加しやすい環境づくりも必要です。それは、高齢者や障がい者に限らず、子どもを持つ親や介護をしている方にもあてはまります。町民一人一人が優しく思いやりの心を持つ、互いに尊重し合い、助け合い、支え合う地域づくりを行います。

基本目標３　安心・安全なくらしができる　仕組みづくり

福祉ニーズが多様化している中、町民が安心・安全な暮らしを続けることができるまちづくりをするためには、相談支援体制や情報提供体制を充実させ、利用者が自分にあった福祉サービスを選択できるよう、近隣市町村との連携と介護に従事する人材育成を図り、安心して利用できる仕組みづくりを行います。

行政と専門機関などによる地域福祉のネットワークを強化し、多方面からの見守りと福祉サービスの提供を行っていきます。

３　取組の体系

基本理念　　基本目標と施策の展開

支え合い、誰もが元気で、健やかにくらせるまちづくり

～「報徳のおしえ」をくらしに！～

基本目標１

地域福祉社会を担う人づくり

（１）　福祉教育の推進
（２）　福祉に携わる人材育成

基本目標２

みんなで支え合う地域づくり

（１）　住民参加　　（２）世代間交流
（３）　子育て支援　　（４）就労支援

基本目標３

安心・安全なくらしができる仕組みづくり

（１）交通・移送支援　（２）生活支援
（３）災害時・緊急時支援と防犯対策
（４）健康・介護予防　（５）情報提供
（６）相談支援　　（７）福祉サービスの提供
（８）権利擁護

第４章　施策の展開と役割分担

基本目標１　地域福祉社会を担う　人づくり

（１）福祉教育の推進

現状と課題

○今回の計画策定のため、中学生向けに実施した「地域福祉に関するアンケート」では、ボランティア活動や福祉体験等に参加したいと４０人（５７％）の生徒から回答があり、参加を望まないと回答した生徒２７人（３８％）を上回りました。
アンケートの結果を踏まえ、今後、教育委員会と連携し、学校での福祉教育が推進され、ボランティア活動が身近なものとなるような取組を検討していかなければなりません。

○町では、各種団体等において認知症サポーター養成講座を行い、認知症の理解と啓発を行っていますが、次代を担う子どもたちにも福祉に関心を持ってもらうための活動として、社会福祉協議会と連携し、子ども向け認知症サポーター養成講座を開催したり、子どもたちに認知症啓発事業「ＲＵＮ伴＋」へ参加を呼び掛けるなど、福祉教育を推進することが必要となっています。

○「報徳のおしえ」を家庭・学校・地域で生かすため、実践指標を全戸配布しています。「報徳のおしえ」を広く町民に周知し実践することで、人づくり・まちづくりに繋げ、心豊かな思いやりのある町民を育てる必要があります。

○社会福祉協議会では、子ども世代から福祉を身近なこととして認識していただくための事業として、各学校へ福祉やボランティアに関する書籍を贈呈する「トヨッピーふくしの絵本事業」を歳末たすけあい募金を利用して実施しています。

みんなで行うこと

◇ 福祉について、関心をもとう。
◇ ボランティア活動に参加してみよう。
◇ 報徳のおしえを家庭・学校・地域で実践しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
福祉教育の推進〔新規〕	小中学校で取組が進んでいない福祉教育を推進するため、小中学生向けの認知症サポーター養成講座の実施について教育委員会と調整を図ります。	検討	実施			
ＲＵＮ伴＋の開催	認知症啓発として「ＲＵＮ伴＋」を開催し、認知症当事者、地域住民、小中学生の参加により認知症の理解と福祉に関心を持つよう取り組みます。	継続				
報徳のおしえの推進	家庭・学校・地域で報徳のおしえを実践するよう普及啓発し、助け合いの心を育てます。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
トヨッピーふくし絵本事業	福祉に関する絵本を学校へ寄贈することで、幼少期より福祉に関心を持っていただきます。	継続				
ヤングボランティア講座	福祉教育推進として学校や教育委員会事業に率先して取り組んでいただくよう町と連携し働きかけます。	継続				

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
ＲＵＮ伴＋の開催運営協力	実行委員として運営に携わり、認知症当事者、地域住民、小中学生の参加により認知症の理解と福祉に関心を持つよう取り組みます。	継続 →				

●「RUN 伴」（ランとも）とは・・・

認知症を啓発するため、当事者や家族、支援者、一般市民が、テーマカラーのオレンジ色の大会 T シャツを着用し、一つのタスキをつなぎゴールを目指すイベントです。また、「RUN 伴＋」（ランともプラス）は、地域が主体となり、ルートやスケジュールを独自に設定し、地域を回るスタイルで地域独自の RUN 伴として啓発イベントを開催するものです。

歯磨き健康コーナー

参加者記念撮影

タスキをつなぐという「非日常」的な体験、出会い、気づきから、認知症の人と一緒に暮らしやすい地域づくりを提案し、それぞれの「日常」が変わっていくことを目指しています。

RUN TOMO+

（２）福祉に携わる人材育成

現状と課題

○地域福祉に関するアンケートでは、町内会・自治会の活動、PTA 活動、ボランティア団体の活動などその他各種の地域活動を経験している方が３１７人（８３％）おり、一方、活動したことがないと回答した方が６１人（１６％）でした。
本町では、地域住民が何かしらの地域活動を実践していることが明らかになりましたが、特に町内会・自治会活動者の高齢化や若手の参加がないことが課題となっています。

○本町の民生委員・児童委員は福祉委員も兼任しており、現在、主任児童委員２人を含め、定数１６人が選出され、未選任地区はありません。
地域福祉活動に携わっている民生委員・児童委員の活動は、複雑・多様化する家族問題、ひとり暮らしの高齢者世帯の増加などにより、責任感や負担感が増大しています。また、偶数月に開催される自主例会では、活動内容や情報の交換を図るとともに、委員の自己研鑽を目的に研修を行うなどの活動をしています。
しかし、３年に１度の一斉改選期では、永年継続委員が退任した場合の後継者の選任が大きな課題となっており、次の民生委員・児童委員となるような地域福祉活動の担い手を育成することが重要となっています。

○地域福祉の担い手として、要支援者の増加に伴うボランティアの需要が高まることが予想されます。しかし、現在、社会福祉協議会に登録されているボランティアは、９団体１２４人、個人ボランティア２人となっており、ボランティアの固定化と高齢化が課題となっています。今後、ボランティアセンター機能の強化を行い、活動者を養成する講座の体系化や年齢の若い人たちも参加できる仕組みづくりが求められています。

○介護を必要としている高齢者が地域で安心して暮らせるよう介護サービスの質及び量の確保のほか、優れた人材の育成を図ることが重要です。しかしながら、介護サービスの需要に反して、介護従事者の「なり手不足」が進んでおり、大きな課題となっています。町としては、介護保険事業所の実態を把握し、事業所が行う人材確保の取組を支援する必要があります。また、社会福祉協議会では、新たに介護職員初任者研修を受講する方へ取得費用の一部補助を行っています。

みんなで行うこと

◇ 自治会や諸行事に参加しよう。
◇ ボランティア活動に気軽に参加しよう。
◇ 認知症サポーター養成講座を受けよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
民生委員・児童委員（福祉委員）の活動	定例会や自主例会を定期開催し、また、各種研修会に参加することにより、民生委員・児童委員の資質の向上に努めます。	継続	→	→	→	→
認知症サポーター養成講座の実施	認知症の理解を深め、地域で見守るため、認知症サポーターを養成します。	継続	→	→	→	→
ふくし出前講座の実施	福祉に関心と理解を持ってもらうために、福祉関係の内容を教育委員会と協議し、える夢出前講座で実施します。	継続	→	→	→	→

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
社協役職員研修及び体制強化	先進地視察や研修会等に積極的に参加し、社会福祉の動向を学び、社協の資質向上に努めます。	継続	→	→	→	→
ちょこっとボランティア	新規ボランティア開拓や既存ボランティアの資質向上に務めます。	継続	→	→	→	→

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
ボランティアセンター機能の充実	活動推進拠点となるボランティアセンター機能の充実を図ります。	継続 →				
既存ボランティアの育成、補助	各ボランティアグループでのさらなる活動の推進のため、助成金の交付や活動に対する助言、援助を行います。	継続 →				
介護職員養成事業補助金交付	介護に従事する人材育成を目的に受講費用の補助を行います。	継続 →				
ふくし出前講座の実施	福祉に関心と理解を持ってもらうために、福祉関係の内容を教育委員会と協議し、える夢出前講座で実施します。	継続 →				

ちょこっとボランティア

ボランティア研修

基本目標２　みんなで支え合う　地域づくり

（１）住民参加

現状と課題

○平成２７年の介護保険制度改正に伴い、これまで全国一律の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護は市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様なサービスを提供できる仕組となりました。国は、平成２９年度から住民等が参画する多様なサービスの整備を求めており、本町の地域にあったサービスの検討を進めなければなりません。また、地域の多様な困りごとや課題（ニーズ）を把握し、地域ごとの話し合いの場（協議体）で解決策を講じ、住民主体のサービスを創出することが求められることから、困りごとの解決のためには、将来的に地域の中で対応できるようなシステム体制の検討が必要です。

○住民との協働のまちづくりを進めるため、地域提案支援事業交付金を活用し、牛首別区・茂岩南区では、地域の除雪困難者に対する除雪を地域ぐるみで行っており、礼文内地区では地域運動会と敬老会、また、二宮地区では地域運動会を開催するなど、地域住民が参加することで、地域の絆を築いています。
この交付金を活用し、各地域が自主的な活動が形成されるよう推し進めることが必要です。

○各地域コミュニティ活動活性化のため、各地域に「地域づくり協議会」が設置されており、町民主体のまちづくりや地域における絆づくりの活動を通して、町民自らの手で、「明るく豊かな住みよいまちづくり」を進めています。
平成２８年度において、自主的な組織形成により、新たに１協議会が組織され、全体で７協議会となりましたが、今後は、協議会が組織されていない地域においても新たに協議会が設置され、地域活動が活発になることが望まれます。

○日常生活に不安を感じている高齢者や障がい者などが、地域との交流が持てずに孤立することが心配です。茂岩・豊頃・大津・末広地区ではボランティアが中心となり「ほっとサロン」を開設しています。軽い運動を主としたサロン活動である、「お元気サロン」、また、障がい者が町民と気軽にふれあえる場として「コロコロキッチン」など、自主的な活動を行っている団体があります。
今後も、気軽に参加できるサロン活動が求められ、楽しみと生きがいを持ちいつまでも元気に暮らすためにふれあいの場が必要不可欠です。
また、ひとり暮らし高齢者には引きこもり防止や孤独に陥らないよう交流会型の

「ふれあい昼食会」を実施し、毎回、楽しみにしている多くの高齢者が参加しています。

みんなで行うこと

◇地域の行事などに積極的に参加しよう。
◇地域の困りごとを、みんなで話し合い、できることがあればみんなで助け合おう。
◇誰もが気軽に参加できる、身近な地域での憩いの場（サロン）を検討してみよう。
◇公共ポイントをたくさんためよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めるため、助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する場（協議体）の設置と生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を社会福祉協議会に委託します。	継続	→	→	→	→
豊頃町協働のまちづくり地域提案支援事業交付金制度の利用促進	地域の環境整備、敬老会、運動会、福祉除雪など、地域で主体的に行う事業に対し活動費を交付し、地域の絆づくりを推し進めます。	継続	→	→	→	→
地域づくり協議会への活動支援	各地域づくり協議会への奨励費交付などの指導援助や、町づくり講演会の開催、「愛の声かけ運動」、「あいさつ運動」を推進していきます。	継続	→	→	→	→

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
公共ポイント制度	町の事業や町内の福祉団体等が行う事業（ポイント対象事業）に参加した町民に対し、公共ポイントを付与し、地域貢献と福祉奉仕活動への支援を行います。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
生活支援体制整備事業の受託（町より） 住民の困りごと解決システム体制の構築〔拡充〕	地域福祉を担う社協として助け合いや支え合いの推進に努め、地域ニーズの把握のため、地域座談会等を通じ支援体制の整備、充実を図り、困りごとの解決へ向け、システム体制を検討します。	継続	検討	拡充		
地域福祉ネットワーク「つながる」事業	小地域を基盤とした日頃からの地域のネットワークづくりを行っている地域に助成を行います。	継続				
ひとり暮らし高齢者「ふれあい昼食会」の実施	交流会型の昼食会を実施しレクリエーションや催し物で楽しい時間を過ごし孤独に陥らないよう励まします。	継続				
サロン事業の実施〔拡充〕	既存サロン事業へ運営助成金交付や運営支援と新規開設の働きかけを行います。	継続	拡充			
公共ポイント付与への協力	ボランティア活動やサロン活動、社会福祉協議会主催の行事に公共ポイントを付与します。	継続				

生活支援体制整備事業って？

ひとり暮らし世帯や支援を必要とする高齢者が増加する中、地域やボランティア、老人クラブ、社会福祉法人、民間企業など地域が主体となり連携を図り、高齢者の生活支援を行っていくこととなりました。生活支援コーディネーターを配置し（社会福祉協議会委託）、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図れるよう地域での支えあいを推進し、支え上手・支えられ上手の地域づくりをすすめていきます。

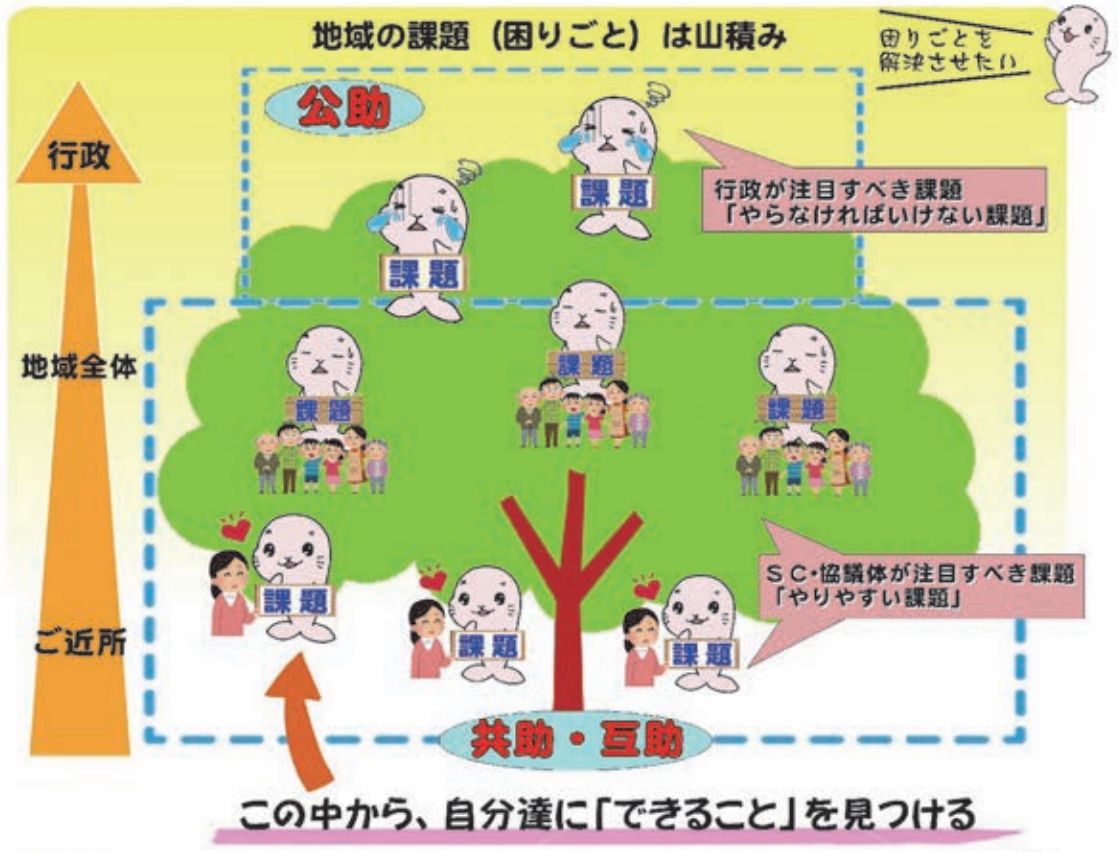

地域の支え合いや助け合いによる住民主体の地域づくり

協議体？

地域の多様な主体がメンバーとなり、今やっていることや無理なく今できることなどをみんなで話し合う場です。

豊頃町協議体のイメージ図

豊頃町

町が住民と一緒に地域づくりを考え、側面から支えます！

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）＝SC

つなぐ人（社協）

「地域で暮らす方」
と
「支援を必要とする方」
を
つなぐ役割をしています！

（２） 世代間交流

現状と課題

○平成２８年４月、世代や障がいの有無を超え、誰もが気軽に集える場所として、福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」が開設されました。子どもから高齢者まで各行事に多くの方が参加し、世代間交流を図る取組を進めており、平成２８年度の利用者総数は９，０５６人、１日平均３０人の利用実績がありました。

○世代間の交流やこれからの地域福祉社会づくりを推進していくための共通理解を図り、ふれあいフェスティバルの開催など、たくさんの町民が参加・交流できる場が必要です。

○高齢者と子ども達の世代間交流として、子ども達による敬老はがき贈呈事業を敬老の日に合わせて実施しています。
受け取った方には大変好評ですが、子どもの数に比べ高齢者の数が多いため、子どもに負担があり、人口比率を考えた実施方法の検討が必要です。

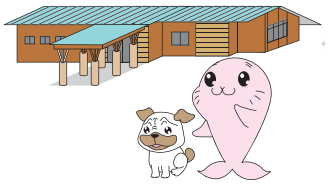

みんなで行うこと

◇ひだまり交流館へ気軽に遊びに行き、様々な世代と積極的に交流しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」の機能の充実	福祉ゾーンの拠点である「ひだまり交流館」の管理運営を社会福祉協議会に委託し、共生型交流の場として、世代や障がいの有無を超えた交流を図ります。	継続 →				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」運営管理の受託（町より）	ひだまり交流館の運営管理を受託し、福祉ゾーンの拠点施設として住民同士が交流できるイベントの開催やコミュニティカフェの運営を行い、世代や障がいに関係なく幅広い方が利用できる、地域福祉施設としての充実を図ります。	継続	→	→	→	→
ふれあいフェスティバルの実施	福祉社会づくりを推進していくための共通理解を深めます。（隔年）	継続		継続		継続
敬老はがき贈呈事業の実施	小学生の記入した葉書を高齢者に送付し敬老を祝います。	継続	→	→	→	→

ボランティアグループ花咲かじぃ～じ会
昔遊び伝授

ひだまり交流館ピザ作り体験

（３） 子育て支援

現状と課題

○子育て支援の拠点施設として、「こどもプラザとよころ」が平成２０年に設置され、茂岩保育所、える夢児童クラブ、ことばの教室、一時保育、わんぱく広場、赤ちゃん広場を実施し、子育て中の親子の交流、育児相談等を実施しています。
子育て環境の整備として、保育の充実のほか、休日保育や病児保育など育児期においても安心して就労できる環境を整備するよう検討していかなければなりません。

○子育て世帯に対する町の施策は、出産祝金、健全育成支援金、保育所通所支援金、入学祝金、小中学校等修学旅行交付金、高等学校等就学助成金を支給し、また、保育料は第２子が半額、第３子以降が無料、医療費の自己負担への助成として、平成２９年度から高校卒業（１８歳に到達する年度末の子ども）まで医療費を無料とし、子育て世帯の経済的負担を軽減するなど、子どもを生み育てやすい環境を整備しています。

○子ども・子育て支援計画に基づき、安心して子育てができる環境づくりを進めていくため、関係部署と連携を図り、妊娠期からの子育てに関する相談・支援を包括的に担う「子育て世代包括支援センター」を設置することが必要です。

○社会福祉協議会では、新生児紙おむつ券の配布やチャイルドシート貸出、新入学児童への記念品贈呈、夢★運ぶトヨッピーサンタ事業等を実施し、子育て世帯を支援しています。平成２６年にチャイルドシートを更新し、長期間にわたる利用のほか、短期間の里帰り時の利用にも対応しており、年間４０件程度の利用実績があります。
地域福祉に関するアンケートで、子育て支援の充実に関する事業の要望が高かったため、トヨッピー子育て応援隊「すくすくサポート事業」として、チャイルドシート以外の育児グッズ等のレンタル事業を追加し、子育て世帯への経済的負担軽減を図る事業の検討を行います。
また、放課後児童の居場所づくりとし、ひだまり交流館を会場とした「吹き矢道場」を定期に実施し、安心安全な子ども達の居場所の提供と、吹き矢を通じて地域の方ふれあえる機会を設けます。

みんなで行うこと

◇同じ子育てをするお母さん同士で交流を深めよう。
◇地域の一員である子どもたちへの「声かけ」「見守り」をしよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
子育て支援センター事業	育児相談、わんぱく広場、赤ちゃん広場、親子交流室開放などを実施し、子育て世代の交流や相談を行います	継続				
一時保育の実施	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前幼児について、一時的な保育を行います。	継続				
乳児家庭全戸訪問事業	保健師と保育士が乳児家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、親子の心身の状況を把握します。	継続				
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に保健師等が訪問し、養育上の諸問題の解決に努めます。	継続				
子育て世帯への経済的支援	出産祝金、健全育成支援金、保育所通所支援金、入学祝金、小中学校等修学旅行交付金、高等学校等就学助成金の支給、保育料の軽減及び無料化等、子育て世帯に対し経済的支援を行います。	継続				
子育て世代包括支援センターの設置〔新規〕	妊娠期からの子育てに関する相談・支援を包括的に行います。	検討		実施		
乳幼児医療助成事業	高校卒業（１８歳に到達する年度末まで）の子どもにかかる医療費の自己負担額を無償化することによって保健の向上を図ります。	継続				

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
心身障がい児交通費助成事業	心身障がい児の訓練等に要する交通費助成を行います。	継続				
特定不妊治療助成事業	不妊治療においては医療保険が適用されず治療費が高額となることから、治療費の一部を助成することにより少子化を是正します。	継続				
妊婦健康診査費用助成事業	母子保健法第１３条の規定による健康診査の費用を助成し、妊娠期の母子の健康保持を図ります。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
紙おむつ購入助成事業	新生児を持つ家庭に対して町内取扱店で使用できる紙おむつ購入券を支給し子育ての経済的負担軽減に役立てていただきます。	継続				
新入学児童記念品贈呈事業	小学校新入学児童に記念品を贈り、元気で楽しい学校生活が送れるよう激励します。	継続				
夢★運ぶトヨッピーサンタ事業	歳末時期に、これからを担う子ども達へクリスマスプレゼントを渡します。	継続				
トヨッピー子育て応援隊「すくすくサポート事業」〔拡充〕	従来、実施していたチャイルドシートの貸出を継続し、家庭で不要になった育児グッズをメンテナンスし、必要な世帯へ貸出を行い、子育て世帯への経済的負担軽減を図ります。（例：三輪車等）	継続	拡充			

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
ひだまり放課後クラブ「道場吹き矢っ子」開設〔新規〕	放課後の子ども達の居場所づくりとして、吹き矢クラブを定期的に開設し、地域の方と交流できる場を作ります。	新規 →				

（４）就労支援

現状と課題

○一般企業への就職を目指す障がい者等の就労支援を行う事業を、喫茶ふわりやひだまり交流館のコミュニティカフェで、長年行っていますが、一般企業への就職にはなかなか結びついていないのが現状です。また、喫茶業務のみの支援となっているため、適応できない場合の業務も検討しなければなりません。

○障がい者の就労支援は、町内に事業所がないことから、町外で事業展開している就労支援事業所に通所し、作業に応じた工賃収入を得ています。通所については、事業所の送迎のほか、社会福祉協議会が自宅から事業所までの送迎を行い、就労と社会参加を促しています。
一方、町内での障がい者の就労の場が限られ、町内既存事業者への要請などその状態に合わせた就労場所の確保が、検討課題となっています。

○障がいや引きこもり等で自宅にいる方についての調査や対策については、必要性は問われているものの、具体的対応がないまま推移しております。
親の高齢化に伴い支援が受けられなくなることが予想されることから、就労へと結び付けていく取組が検討課題となっています。

○豊富な人生経験を持つ高齢者がそのスキルを発揮する場として「生きがいセンター」がありますが、新規加入者も少なく、また、派遣先の主な仕事内容も農作業となっているのが現状です。
現在は、他の福祉団体と同様に、社会福祉協議会の一部支援を受けながら単体の組織として運営を行っていますが、今後、社会福祉協議会として事業展開をするのか、NPO 法人や一般財団法人の様に法人格を持った組織運営にするのか、持続可能な組織運営が求められます。

みんなで行うこと

◇地域内の孤立した人がいたときは、民生委員・児童委員や町に連絡しよう。
◇障がい者の特性を理解し、それに応じた配慮をしよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
障がい者等就労支援	障がい者等の一般就労に向けた就労体験の場である喫茶ふわりやひだまり交流館のコミュニティカフェに支援をします。 また、就労先の確保について、関係機関（障がい者就労支援センター）と連携し取り組みます。	継続	→	→	→	→
引きこもり者対策〔新規〕	社会福祉協議会と協働で、引きこもり者の実態把握等を行い、どのような支援が必要か関係機関と検討します。	検討	→	実施	→	→
生きがいセンター運営補助	生きがいセンター開拓員の人件費を補助し、高齢者の就労を支援します。	継続	→	→	→	→

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
障がい者等就労支援事業の受託（町より）	喫茶ふわり、コミュニティカフェの運営、障がい者等の一般就労に向けた活動の場を検討し、支援します。	継続	→	→	→	→
引きこもり者対策〔新規〕	町と連携し、引きこもり者等へ、どのような支援が必要か検討します。	検討	→	実施	→	→

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
生きがいセンター運営助成、事務局運営協力	生きがいセンターへ助成金を交付し、事務局運営への協力を行います。また、組織運営のあり方について、助言し、検討していきます。	継続 →				

障がい者等就労支援事業　はるにれ友遊館喫茶ふわり

基本目標３　安心・安全なくらしができる　仕組みづくり

（１）交通・移送支援

現状と課題

○高齢者の交通支援として、６５歳以上の高齢者世帯に対し、福祉タクシー乗車券を交付しています。また、患者輸送バスを農村部から町立病院・歯科診療所まで毎日３往復し、病院の通院のほか、ゲートボール場の利用や買い物など、交通弱者である高齢者の支援をしていますが、農村地域は毎日違う地域を運行していることから、各地域１週間に１度の運行であるため、運転免許を持たない方にとっては十分とは言えません。

○病院から豊頃駅までコミュニティバスを運行し、市街地に住む高齢者等の交通手段として多くの方が利用し、高校生の通学バスとしても朝夕各１便を増便し、子育て世帯への通学を支援しています。また、大津及び二宮地区住民の交通の便を確保するため町有バスを運行しています。今後、町民の公共交通のニーズを把握し、町民にとって不便のない地域公共交通の維持・確保について、協議・検討していかなければなりません。

○障害福祉サービス利用者及び地域活動支援センター利用者を対象とした、通所移送サービスを社会福祉協議会に委託するとともに、自家用車等で通所する方に対しては、交通費の助成を行い、交通弱者である障がい者の社会参加を支援しています。

○移送サービス事業（福祉有償運送）を実施し、公共交通機関を利用することが出来ない要介護高齢者や障がい者への通院送迎サービスを行っています。
町内医療機関では対応できない、専門病院への通院や高齢者の運転免許証返納などの社会背景もあることから、今後さらなる利用増が見込まれます。

みんなで行うこと

◇自家用車の運転が困難になった高齢者等を、地域で協力して支援できないか検討してみよう。

町の地域福祉計画

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
福祉タクシー乗車券交付事業	６５歳以上の高齢者世帯にタクシー乗車券を交付します。	継続				
患者輸送車、コミュニティバス、町有バスの運行	患者輸送車、コミュニティバス、町有バスを利用し、交通弱者の支援を行います。	継続				
地域活動支援センター通所交通費助成	障がい者が、地域活動支援センターへ通所するための交通費を助成します。	継続				
障がい者移送業務の委託	社会福祉協議会に業務を委託し、町外の障がい者施設に通所している方を対象に送迎を行い、社会参加を促します。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
障がい者移送業務の受託（町より）	町外の障がい者施設に通所している方を対象に送迎を行い、社会参加を促します。	継続				
移送サービス（福祉有償運送事業）の実施	公共交通機関を利用することができない要介護高齢者や障がい者へ通院のための送迎サービスを行います。	継続				

（２）生活支援

現状と課題

○高齢者等の見守りとして、町では「まごころ通信員」を配置し、定期的に高齢者世帯宅を訪問し、孤独の解消と困りごとの相談を受け、見守りを行っています。
また、社会福祉協議会に委託し「安心みまも～る君事業」のサポーターが安否確認を行っている他、宅配業者コープさっぽろ及び北海道新聞販売所と協定を結び、訪問した際に異常があった場合、通報をしていただくことになっています。
日頃から、高齢者の見守りはもちろん、障がい者や子どもも含めた、地域でのちょっとした気にかけによる見守りが求められています。

○高齢者や障がい者世帯などにとっては、冬季の除雪作業は大きな負担となっており、町では、町内に身内のいない障がい者世帯や虚弱な８０歳以上の高齢者世帯、寡婦世帯を対象に福祉除雪を行っています。また、牛首別・茂岩南区では地域提案支援事業交付金を活用し、地域内の除雪の困難な世帯に対し共同で除雪を行っています。
高齢化に伴い、ますます除雪困難者が増える一方、除雪支援者が減っていることから、地域での支え合いによる除雪と、町全体で除雪体制について検討していかなければなりません。

みんなで行うこと

◇隣近所同士で見守りシステムができないか考えてみよう。
◇除雪などで困っている方を、地域で解決できる方法はないか検討してみよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
「安心みまも～る君事業」の運営補助	社会福祉協議会が実施している、高齢者見守り事業を補助します。	継続 →				
福祉除雪の実施	身内のいない障がい者世帯、虚弱な８０歳以上の高齢者世帯や寡婦世帯を対象に福祉除雪を実施します。	継続 →				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
「安心みまも～る君事業」の受託（町より）	福祉関係者で選定した頻繁な見守りの必要な方へ、安心して生活できるようにサポーターが定期的な見守りを行います。	継続	→	→	→	→
高齢者住宅見守り事業	福祉ゾーン内にある高齢者住宅入居者の安否確認を行います。	継続	→	→	→	→

高齢者安心みまも～る君事業

高齢者住宅見守り事業

（３）災害時・緊急時支援と防犯対策

現状と課題

○災害発生時に避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦など要配慮者を受け入れるために、特別養護老人ホームとよころ荘と地域密着型介護老人福 上施設はるにれ Toyokoro を福祉避難所として指定しています。要配慮者に配慮した設備の充実を図らなければなりません。

○町の各担当で保有している情報等をもとに、災害時等に対応すべき要配慮者名簿を整備するとともに、地域の民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者名簿（旧：災害時要援護者登録台帳）を整備しましたが、整備後においての要配慮者の状況の変化に応じた随時の更新が課題となっています。

○町全体としての防災対策は勿論のこと、災害などの被害を最小限に抑えるためには地域の力が必要です。本町の自主防災組織は、大津、牛首別、豊頃二区、茂岩五区、茂岩六区の５団体が組織され、「協働のまちづくり交付金事業」を活用し、防災訓練、防災講演会を組織において開催しています。今後、全地域において、組織が形成され、地域の要配慮者の支援が円滑にできるよう推し進める必要があります。

○町では、高齢者世帯を訪問し、詐欺などの犯罪に巻き込まれないように詐欺防止装置の設置と病気等の緊急時に対応するため、緊急通報システムの設置を奨めています。しかし、両方の装置を設置することができないことと、電話以外の訪問者に対する詐欺防止対策が課題となっています。

○高齢者や障がい者が行方不明になった場合の捜索の支援体制として、ＳＯＳネットワークの設置が求められています。現在、本町において未設置となっているＳＯＳネットワークを各関係機関の協力・連携により町内において設置し、行方不明者の迅速な捜索体制を構築する必要があります。また、高齢者が広域移動により行方不明となった場合においては、十勝圏域内にある他のＳＯＳネットワークと連携し、広域捜索ができる体制を構築しなければなりません。

○大規模災害時には復旧、復興のため町外からのボランティア支援が不可欠です。災害ボランティアセンターの設置マニュアルを策定している社会福祉協議会では、北海道社会福祉協議会と災害ボランティアセンターが設置された場合に受け入れに関する人的支援等の協力体制として、災害救援活動の支援に関する協定を結んでいます。
今後は災害対策本部（町）との連携を密にすることや、災害ボランティアセンター

への理解の増進が必要となってきます。

みんなで行うこと

◇自主防災組織の結成を検討し、災害時に備えよう。
◇詐欺防止装置又は緊急通報システムを設置しよう。
◇地域で困っている人がいたら、声を掛けよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
福祉避難所の充実〔新規〕	福祉避難所に指定している施設において、要配慮者が必要とする物資の備蓄と器材設備を充実させ、災害時の要配慮者支援に備えます。	検討	実施			
避難行動要支援者名簿の整備	要配慮者の支援が円滑にできるよう、民生委員・児童委員の協力を得て、名簿を整備します。	継続				
緊急通報システムの設置	ひとり暮らし高齢者がけがや急病などの緊急時に消防に通報できる装置を設置します。	継続				
詐欺防止装置の設置	詐欺防止のガイダンスが流れる装置を高齢者世帯に設置します。	継続				
ＳＯＳネットワーク体制の構築〔新規〕	高齢者や障がい者が行方不明になったとき、協力関係機関に情報を提供し捜索に協力してもらいます。	検討	実施			

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
災害ボランティアセンター設置運営機能の整備〔拡充〕	大規模災害時のボランティア受け入れ機能の整備と道社協との協定の締結をします。	拡充	→	→	→	→

●避難行動要支援者名簿とは・・・

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など（要配慮者）に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを行うために、地域において避難支援を希望される方の名簿登録を行い、地域の自治会や自主防災組織、民生委員などの協力関係者に対して名簿を提供し、平常時の見守りや災害時の避難支援、安否確認などに役立ててもらうものです。

●福祉避難所とは・・・

避難行動要支援者が避難生活をするための、特別な配慮がなされた避難所。二次避難所であるため、小学校などの一般の避難所にいったん避難した後、必要と判断された場合に開設されます。

●ＳＯＳネットワークとは・・・

高齢者等の見守り・SOS ネットワークは、高齢者や障がいのある方が行方不明になった時に、警察だけでなく、地域の生活関連団体等が捜索に協力して、すみやかに行方不明者を発見保護するしくみです。

（４）健康・介護予防

現状と課題

○本町の医療機関は、町立豊頃医院、町立大津診療所及び町立歯科診療所の３箇所を設置しています。診療は隔週で土曜日も実施し、診療時間についても豊頃医院については午後６時まで延長して実施、地域に根差した医療を提供しています。
また、患者の送迎のために患者輸送車としてマイクロバスとワゴン車の２台を配置し、平日は１日３便、方面別に運行しています。入院体制を持たない本町では、病状の急変が見られたときに、早急に入院体制が取れるよう、近隣病院との連携が重要です。

○過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因によりこころの健康を害している方が増加しています。中でも危機的な精神状態まで追い込まれる方も増加していることから、国、道と連携し「誰しも自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、町民のこころの健康といのちを支える対策を本町でも検討します。

○生活習慣病予防は後の介護予防につながることから、特定健診、後期高齢者健診を実施し、早期発見および重症化予防のための支援を行っています。

○運動器の機能向上、認知症予防、口腔機能向上及び低栄養改善のために、一般介護予防事業に取り組んでいます。平成２８年度から物忘れの気になる方を対象に「おとなの寺子屋（頭の体操教室)」を実施しています。また、無理なく運動できる環境を整え、平成３０年度からは「地域まるごと元気あっぷプログラム」を導入し介護予防に努めます。健康づくりボランティア育成により取り組んでいる介護予防活動の啓蒙活動は、ボランティアの固定化と高齢化が課題となっています。

○平成２９年度からは介護予防・生活支援サービス事業として要支援者に「生きがいデイサービス」を実施しており、介護予防対策として今後も増加する利用者への通所体制を充実していく必要があります。

○健康寿命を延ばすことや介護予防の観点から、いきいき介護予防運動事業を実施し、「ふまねっと」や「ガンバルーン」等の介護予防運動普及に努めており、要望のあった団体への有資格者派遣やサロン等で運動を行っています。
特にガンバルーンゲームオリンピックは、年齢に関係なく多くの町民の参加があり介護予防運動を通じた住民交流の場となっています。
更に、豊頃町独自のご当地体操である「二宮金次郎体操」は、多くの町民に親しま

れていることから、ご当地体操として継承され普及、拡大していくことが必要です。
今後は、フィットネスカフェとして、定期的に教室を開催し、運動できる機会を住民自らが率先してつくり上げるように導いていくことが必要です。

○高齢者の健康増進を図るため、町や社協が主催するゲートボール大会などを開催し、高齢者を中心にゲートボール愛好者の参加を呼びかけております。
今後は協会の運営への後方支援や、選手減少の課題が予想されます。

みんなで行うこと

◇生活習慣病の予防のため、日頃から食生活に気を付け、運動をしよう。
◇各種健康診断を受診し、早期発見、早期治療につなげよう。
◇介護予防運動に積極的に参加しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
地域医療を守る取組	豊頃医院への運営費補助金を継続し、在宅高齢者等に対する支援について、病院と連携した取組を行います。	継続				
特定健診・後期高齢者健診	生活習慣病等の予防のため、国保、後期高齢者医療加入者に対する健診を実施します。	継続				
健康教室	自治会や老人クラブ等の各種団体の要請に応じ、健康に関する教室を実施します。	継続				
介護予防の推進〔拡充〕	地域包括支援センターを中心として、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護予防事業を実施します。	拡充	実施			

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
高齢者健康増進センターの利用促進と町長杯ゲートボール大会の開催	ゲートボール場の利用の促進と、町長杯ゲートボール大会を開催し、高齢者の健康増進を図ります。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
いきいき介護予防運動事業の受託（町より）〔拡充〕	健康寿命の延伸や介護予防運動として「ふまねっと」「ガンバルーン」「金次郎体操」の普及に努め、フィットネスカフェを実施し、気軽に運動できる機会を提供します。	拡大				
お元気サロンの支援	住民が自主的に行っている軽運動を主としたサロン活動の支援を行います。	継続				
社協会長杯ゲートボール大会の開催	高齢者健康増進のために大会を開催します。	継続				
生きがいデイサービス受託（町より）	要支援の高齢者を対象にしたレクリエーション等を通じ介護予防や生きがいを築きます。	継続				
おとなの寺子屋（頭の体操教室）の受託（町より）	記憶や認知機能に不安のある高齢者を対象に脳トレやレクリエーションを行い自立した生活維持を図ります。	継続				

（５）情報提供

現状と課題

○福祉サービスや検診情報をわかりやすく町民に知らせるために「ほけん・ふくしガイド」を発行しています。また、福祉に関する情報は、広報や役場だより、ホームページに掲載し、より広く町民に情報提供をしています。しかし、高齢者や障がい者にとっては、情報の取得に困難を抱えている方も少なくはありません。
今後、さらにわかりやすく情報を周知する方法として、まごころ通信員を活用するなど、情報提供に努める必要があります。

○多様化する詐欺被害に遭わないように、消費者協会や民生委員・児童委員と連携し、消費者被害などを未然に防ぐように情報発信と相談支援体制の充実を図る必要があります。

○「社協だより」を発行し、社会福祉協議会の事業の周知等を行うとともに、ホームページの更新やSNSを利用した情報発信を行っています。
また、トヨッピー（キャラクター）を活用し、どの年代にも親しみやすい社会福祉協議会を目指し地域福祉への関心を持っていただけるように工夫しています。

みんなで行うこと

◇町の広報や「社協だより」の情報に関心を持とう。
◇消費者被害に遭わないように、警察や役場などからの発信情報を気にかけよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
「ほけん・ふくしガイド」の発行	町民にわかりやすく、健診や福祉サービスの情報を提供します。	継続				
広報誌・ホームページ等の活用	広報誌への掲載とホームページを更新し情報の提供に努めます。	継続				

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
地域福祉計画の進行管理と評価〔新規〕	計画についての達成評価を行い、福祉の町づくりプランを示します。	実施				

社協の地域福祉実践計画

事　　業　　名	内　　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
広報誌・ホームページ等の活用	「社協だより」の発行とホームページを更新し情報の提供に努めます。	継続				
トヨッピー社協PR大使事業	親しみやすい社協としてキャラクターを利用し地域福祉に興味を持ってもらうPRを行います。	継続				
地域福祉実践計画の進行管理と評価〔新規〕	計画についての達成評価を行い、福祉の町づくりプランを示します。	実施				

ほっとサロン茂岩で交流

夢★運ぶトヨッピーサンタ事業

（６）相談支援

現状と課題

○町民の生活課題は多岐にわたり幼児から高齢者まで抱える悩みも多種多様となっています。
町では、子育てや子ども発達に関する総合的窓口として、子育て支援センターや保健センター、高齢者の相談窓口である地域包括支援センター、障がい者の相談窓口として障がい者相談支援事業所を設置しています。
高齢者のみならず、障がい者や子どもなど生活上の困難を抱える方が、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の構築と切れ目のない支援を行い、福祉サービスを適切に利用できるよう、部署を超え横断的に対応できる相談支援体制の充実を図る必要があります。

○平成２７年４月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、働きたくても仕事に就くことができず、働いていても収入が少ないなど、生活困窮に直面している人の生活相談として、北海道が開設している自立相談支援事業所「とかち生活あんしんセンター」があります。
地域福祉に関するアンケートでは世帯における暮らしの状況が、「やや苦しい・大変苦しい」が６８人（１８％)、「困窮状態である」と３人（１％）の回答がありました。
町では、生活困窮者について、税、保険料、公共料金等の滞納がないか関係部署と情報の共有を図り、また、民生委員・児童委員等の地域ネットワーク、あるいは、近隣住民等によるインフォーマルな見守りにより生活実態を把握し、早期に自立相談支援事業所に繋げ、生活困窮者の自立に向けて支援をしなければなりません。

○町職員や社協職員による、福祉・健康・介護・資金貸付等、より充実した情報提供の機会や、合わせて日常の心配事を気軽に話せる相談窓口の設置、介護者同士の交流の場（ケアカフェ）として、「お気軽カフェ（仮)」の実施について、検討します。

みんなで行うこと

◇生活上での困りごとを相談するための相談窓口を確認しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
総合的な相談体制と対応の充実	町民の多岐にわたる相談に対し、関係部署と連携を取り、横断的に対応します。また、相談にあたる職員の資質向上とともに気軽に相談できる体制づくりを進めます。	継続	→	→	→	→
生活困窮者の相談支援	生活困窮者の生活支援に対する相談は、専門機関（とかち生活あんしんセンター）との連携を図り、包括的に対応します。	継続	→	→	→	→
身近な相談体制の確保	民生委員・児童委員や身体障がい者・知的障がい者相談員の活動を充実させるために、研修や情報提供等を図り、活動を支援していきます。	継続	→	→	→	→

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
窓口相談体制の確保	各種相談に対応し、専門機関へと繋げます。	継続	→	→	→	→
お気軽カフェ（仮）の実施〔新規〕	福祉・健康・介護・資金貸付等、より充実した情報提供の機会や、合わせて日常の心配事を気軽に話せる相談窓口の設置、介護者同士の交流の場の実施について、検討します。	検討	実施	→	→	→

●生活困窮者自立支援法とは・・・

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある人に対し、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律です。
就労など自立に関する相談や住居の確保に必要な費用の給付、子どもの学習支援を行います。

●とかち生活あんしんセンターとは・・・

仕事や生活のことで困っているのに誰に相談していいか分らないなど、様々なことについてご相談にのるために、北海道十勝総合振興局が作った相談窓口です。

身近な健康相談

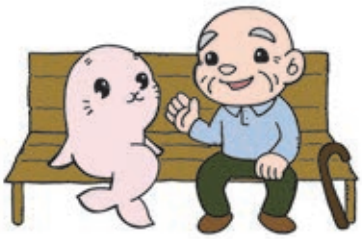

（７）福祉サービスの提供

現状と課題

○障害福祉サービスの提供は、相談支援専門員と連携し、障がい者の希望に沿うサービス等利用計画に基づきサービスの支給決定をしていますが、本町には居宅介護と短期入所の指定を受けた事業所のみで、それ以外の障害福祉サービスは町外での利用となっています。今後、親の高齢化や障がいの重度化により生活支援が重要な課題となり、サービス提供基盤の整備が求められています。

○社会福祉協議会は町理事者との懇談会等を通じ町と密接に連携し町内ニーズに即した地域福祉施策を検討しています。

○介護保険制度の狭間にあり介護保険では必要なサービスを受けられない方に、社会福祉協議会では車いすや介護ベッド等の福祉機器の貸し出しや、「あるくんデス事業」として歩行補助用品である杖やノルディックウォーキングポールを低価格で提供しています。

○社会福祉協議会では各福祉団体の事務局を担い、会の運営に携わるなど、会員相互の活動に協力支援しています。
各団体会員数が減少しており、運営に支障を来すことも考えられ団体の効果的な運営やPR等がさらに必要になってきます。

○社会福祉協議会の歳末たすけあい事業として独居高齢者へのふれあいゴミ袋券配布事業や在宅介護者介護手当見舞金の配布等歳末助け合い募金を活用した事業を展開しています。

○社会福祉協議会では、介護保険事業として居宅介護サービス事業（訪問介護事業）を展開し、要介護状態になっても在宅において自立した日常生活が営めるように、生活全般にわたる援助サービスの提供を行うとともに、総合事業の取り組みとして要支援の方へ町が独自に行う多様なサービスの提供も行っています。また、障がい者への居宅介護事業（身体介護、家事援助）を展開し、視覚障がい者への外出援助（同行援護事業）も実施しています。引き続き、町内事業所と連携し、利用者の利便を考慮した経営が必要です。

みんなで行うこと

◇福祉サービスが必要になったときは、町や社会福祉協議会に相談しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
在宅福祉サービス（配食サービス）	栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認をするための配食サービスを社会福祉協議会に委託し実施します。	継続 →				
福祉灯油券交付事業	一定の収入以下の６５歳以上の高齢者世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯、準要保護世帯に対し、福祉灯油券２００リットル分を交付し、冬季間の燃料費の負担を軽減します。	継続 →				
障がい福祉サービスの提供と地域生活支援事業	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、適正な障害福祉サービスを提供します。また、障がい者の日常生活を支援するため、地域生活支援事業を実施します。	継続 →				
地域ケア会議の開催	保健・医療・福祉関係者からなる「地域ケア会議」を開催し、支援を必要とする人が個々の状況に応じた、適切なサービスが受けられるよう調整します。	継続 →				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
在宅福祉サービス（配食サービス）の受託（町より）	栄養バランスのとれた食事を配達し、同時に安否確認を行います。	継続				
社協役員と町理事者懇談会	町福祉施策について懇談し町の地域福祉のあり方について相互理解を深めます。	継続				
福祉機器貸付事業	介護保険の対象とならず、福祉機器が借りられない方や急なケガなどの方へ一時的に車いすや介護ベッドを貸し出します。	継続				
歩行補助用品販売「あるくんデス」事業	日常生活で必要とされる方へT型杖等を低価格で提供します。	継続				
各福祉団体への助成と事務局としての運営支援	老人クラブ連合会、身障者分会、手をつなぐ親の会、殉公遺族会等の福祉団体へ助成を行い事務局としてサポートします。	継続				
独居高齢者ふれあい♥ゴミ袋券配布事業	ひとり暮らし高齢者で希望する方にゴミ袋券を配布しています。	継続				
在宅介護者介護手当事業	在宅で長期にわたり介護を行っている介護者に日頃の労をねぎらうため介護手当を贈ります。	継続				
訪問介護事業	要介護・要支援者・障がい者が在宅で自立した生活が送れるように日常生活支援を行います。	継続				

（８）権利擁護

現状と課題

○町では、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が権利擁護、成年後見制度を利用した金銭管理や契約行為を支援するために、成年後見人の報酬等の支払いが困難な世帯に対し助成するとともに、身寄りのない方については、町長が成年後見等開始審判の申立人となる制度があります。しかし、これらの制度の周知が十分でないために現在まで制度を利用した実績がなく、今後は啓発活動に力をいれなくてはなりません。

○成年後見制度の担い手の養成として、市民後見人養成講座を帯広市と合同で行い平成２６年から平成２７年度までに１０人が研修を修了しましたが、その後のフォローアップ研修の未実施や後見実施機関の未設置など課題があります。
また、判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人として後見人となるよう、協議、支援をしなければなりません。

○高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、ＤＶ防止法などの法整備が行われています。本町では、児童問題において児童相談所や警察などの関係機関や保育所、学校、福祉課などの関係者による要保護児童問題対策協議会を設置し、問題が発生すればケース会議を開催しています。しかし、高齢者及び障がい者に対する虐待防止に関するネットワーク会議が未整備になっていることから、今後、既存のネットワーク会議を利用するなど検討していかなければなりません。

○社会福祉協議会では、独自事業として一時的な生活困窮者へ自立生活を促す足掛かりとして、一時援護貸付事業や北海道社会福祉協議会事業である、日常生活自立支援事業の受託や生活福祉資金貸付事業の窓口相談業務を実施しています。
今後、町や関係機関等と連携し、成年後見制度も含めた地域にける権利擁護支援体制を総合的に取組める体制の構築を検討していくことが課題です。

みんなで行うこと

◇地域内で困っている方や財産が脅かされている人を見かけたら、町や社会福祉協議会に連絡しよう。
◇虐待と思われることを目撃や耳にしたときは、町に連絡しよう。

町の地域福祉計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
成年後見制度利用助成	成年後見人の報酬等の支払が困難な者に対し助成し、利用の促進を図ります。	継続				
市民後見人養成講座	市民後見人養成講座や受講修了者に対するフォローアップ研修を実施し、成年後見制度の担い手を育成します。	継続				

社協の地域福祉実践計画

事　業　名	内　容	年次計画				
		2018	2019	2020	2021	2022
一時援護資金貸付業務	一時的な生活困窮者へ資金の貸付けを行い経済的自立と生活意欲の助長促進を支援します。	継続				
日常生活自立支援事業業務委託契約（道社協より）	福祉サービス利用援助事業に関する業務を行い、生活再建に向けた支援をします。	継続				
生活福祉資金貸付事業	道社協事業である貸付事業への相談窓口対応を行います。	継続				
権利擁護センター（仮）の設立〔新規〕	日常生活自立支援や成年後見、各種資金貸付業務を統括した相談窓口の設置を進めます。	検討			実施	

●成年後見制度とは・・・

認知症や障がいなどによって、判断能力が十分でない人の権利を保護するための制度で、判断能力に応じて、後見（全くない）、保佐（特に不十分）、補助（不十分）と分類されます。

●市民後見人とは・・・

親族以外の市民による後見人のことで、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行います。

●日常生活自立支援事業とは・・・

判断能力が低下している高齢者や障がい者等のうち、契約行為が可能な方で、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを支援員が行う制度です。

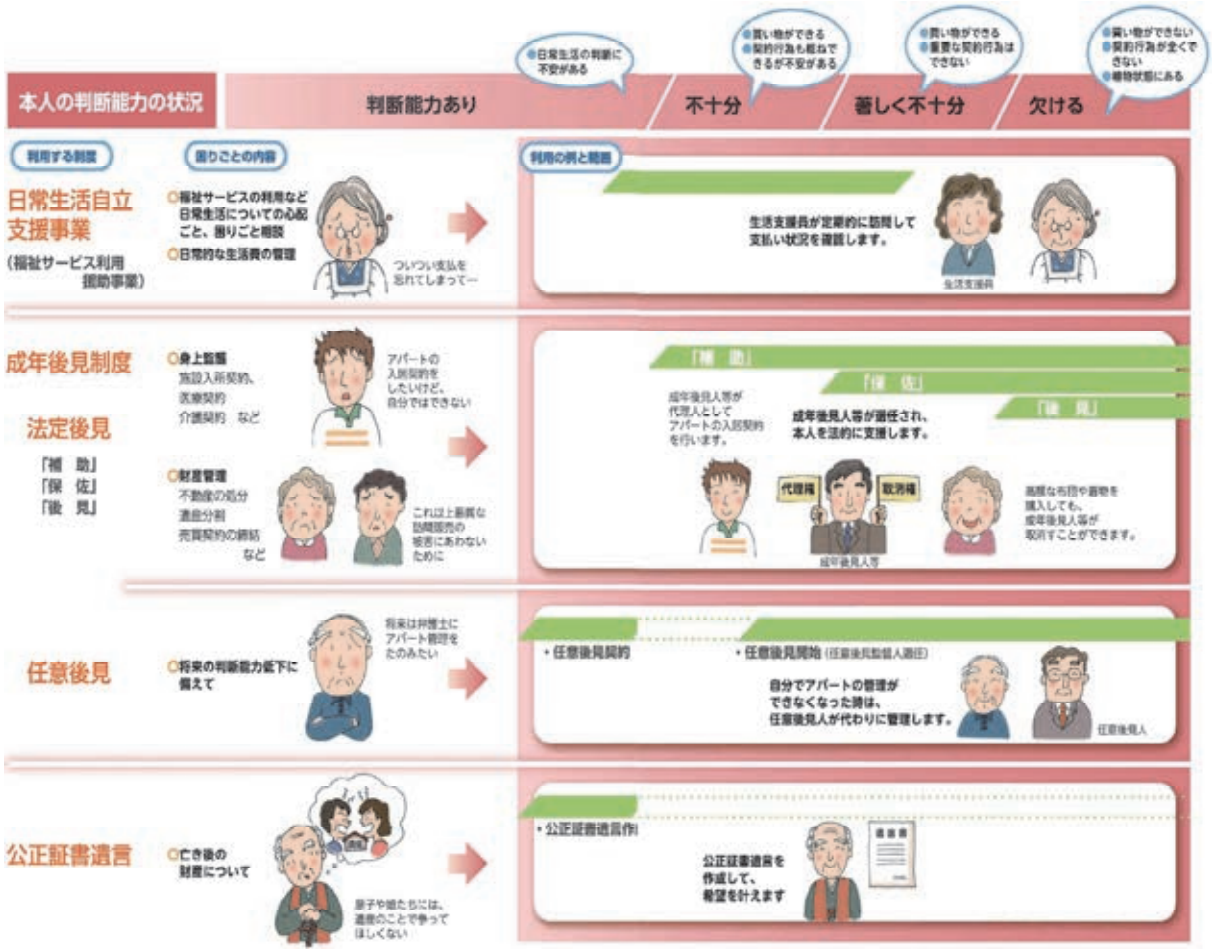

第５章　計画の推進体制

１　推進体制の整備と計画管理

本計画を推進するため、町の福祉課・社会福祉協議会で構成する地域福祉関係連絡会議（仮称）において具体的な方策等を検討し、関係機関と連携した取組を進めていきます。

２　計画の普及・啓発

本計画を推進していく上では、計画の目指す地域福祉の方向性や取組について、町民をはじめとする計画に関わる全ての人が共通認識を持つことができるように、広報やホームページなどを活用し、広く町民に周知し、計画の普及・啓発を行います。

３　協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民一人一人です。住み慣れた地域で支え合い・助け合える社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な生活課題・福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、関係機関・地域組織、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。計画を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら協働により計画を推進します。

（１）町民、地域組織、ボランティアに期待される役割

地域福祉活動を推進していくためには、地域で生活する町民一人一人が福祉に対する意識や認識を高め、地域社会を構成する一人であることを自覚することが大切です。地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方

策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけや挨拶、見守りなどに積極的に参加していくことが求められています。

また、地域組織やボランティア団体は、地域ニーズや実情に即した事業を展開し、活力ある地域づくりを推進することが期待されています。

（２）社会福祉事業者に期待される役割

福祉サービスなどを提供する社会福祉事業者については、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供などに取り組むことが求められています。今後、多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や福祉のまちづくりへ積極的に参画することが求められています。

（３）民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。高齢化や核家族化がますます進行する中、今後も増大する様々な問題への適切な対応を行うため、行政や社会福祉協議会、関係団体と連携し、身近な地域における支援活動を行っていくことが期待されています。

（４）社会福祉協議会の役割

本計画の基本理念・基本目標を実現するためには、地域活動への幅広い町民参加を始めとして、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

そのため本計画は、町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉実践計画を一体的に策定したもので、事業実施に当たっては相互に連携しながら、計画の実現を目指します。

（５）行政の役割

地域福祉の推進に当たっては、地域住民や関係団体などの自主的な取組が重要な役割を担います。そのため、行政は町民の福祉向上を目指し、福祉施策を総合的に推進していく役割を担います。また、地域住民や関係団体などの自主的な取

組への支援を行うとともに、行政内部においては、保健・医療・福祉分野を始め、教育・防災・防犯・交通などの横断的な施策の推進に取り組みます。

町職員一人一人が意識を持ち、地域社会の構成員であることを認識して、常に研鑽を重ねて町民の信頼を得ることが必要です。住民とともにお互い協力し、支え助け合う職員を育成し、町民と協働した福祉を推進します。

4　計画の検証と見直し

本計画は、５年間にわたる計画であり、地域課題や住民ニーズの変化、福祉関連施策に関する国の方針変更等に柔軟に対応し、継続的な計画内容の検証、見直しを行い、計画を実行するため、地域座談会の開催など、住民の意見や生活実態を適切に反映することが重要です。

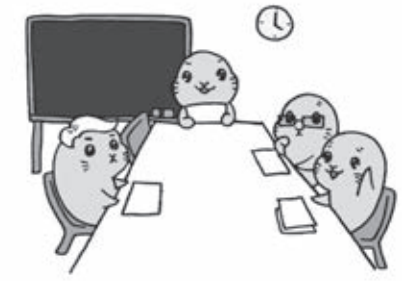

資料編

地域福祉に関するアンケート調査の結果

調査の概要

１　調査票配布数
　　８００部

２　有効回答数（回収率%）
　　３８３部（４７．９%）

３　調査実施日（回答期日）
　　平成２９年６月６日（平成２９年７月１４日締切）

あなたとご家族についておうかがいします

問１　あなたの性別をおうかがいします。（１つに〇）

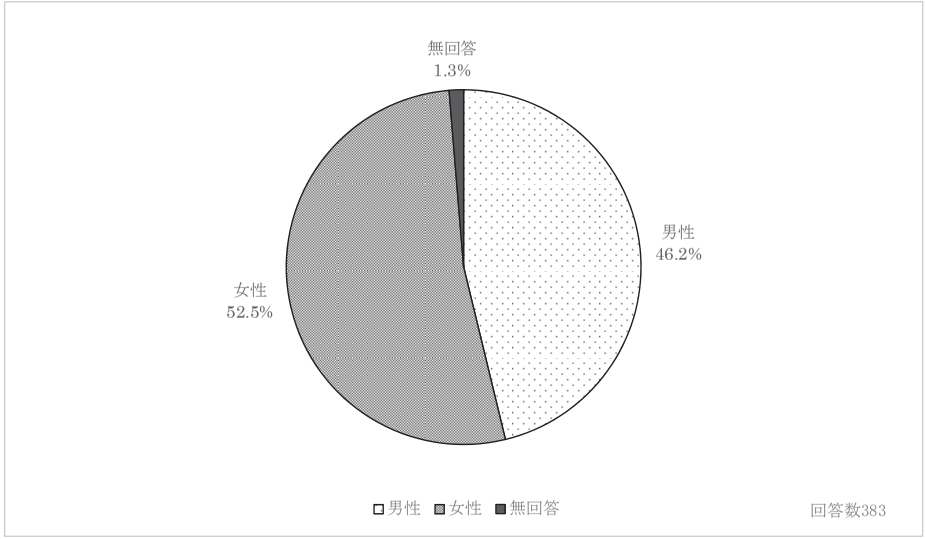

問２　あなたの年齢をおうかがいします。（１つに〇）

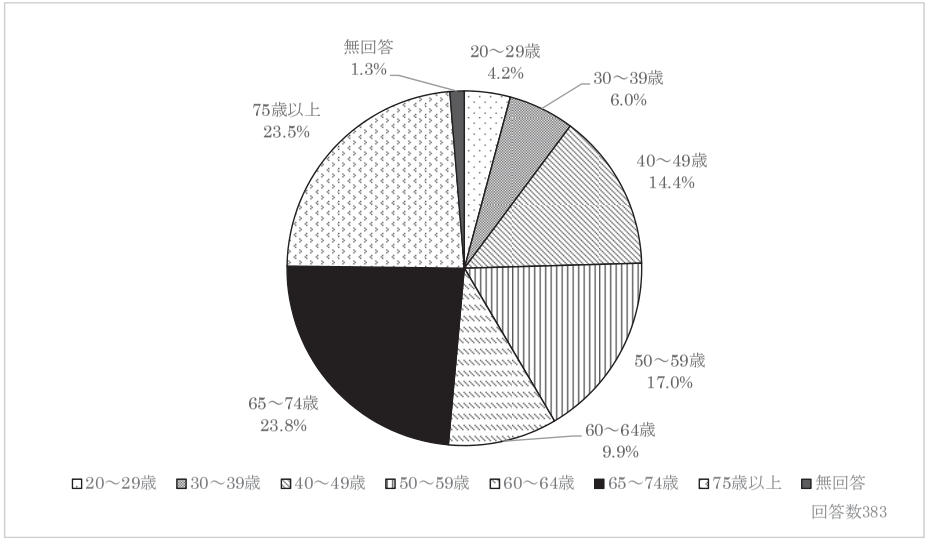

問３　あなたの家族構成をおうかがいします。（１つに○）

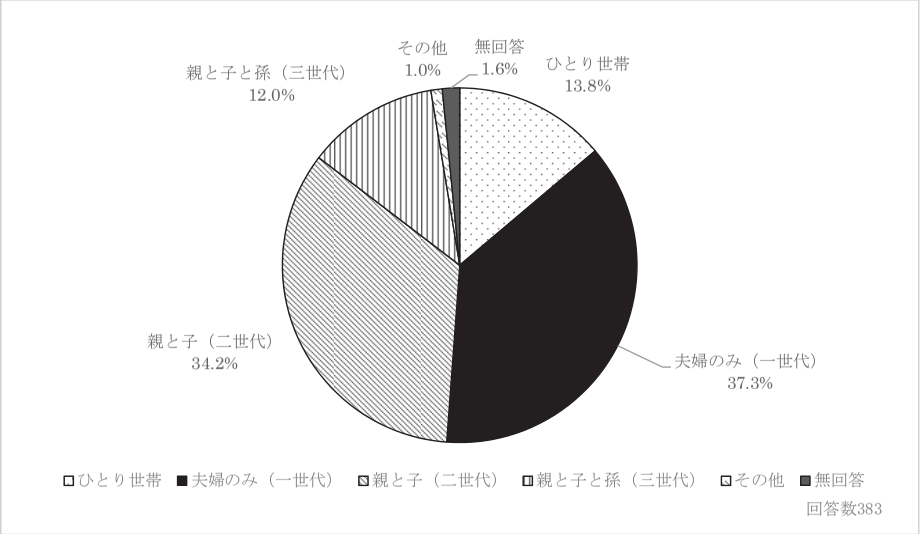

「その他」の主な回答内容
・夫婦と祖父（二世代）

問４　あなたもしくは同居している家族に介護保険の要支援・要介護認定を受けている方はいますか。
（あてはまるものすべてに○）

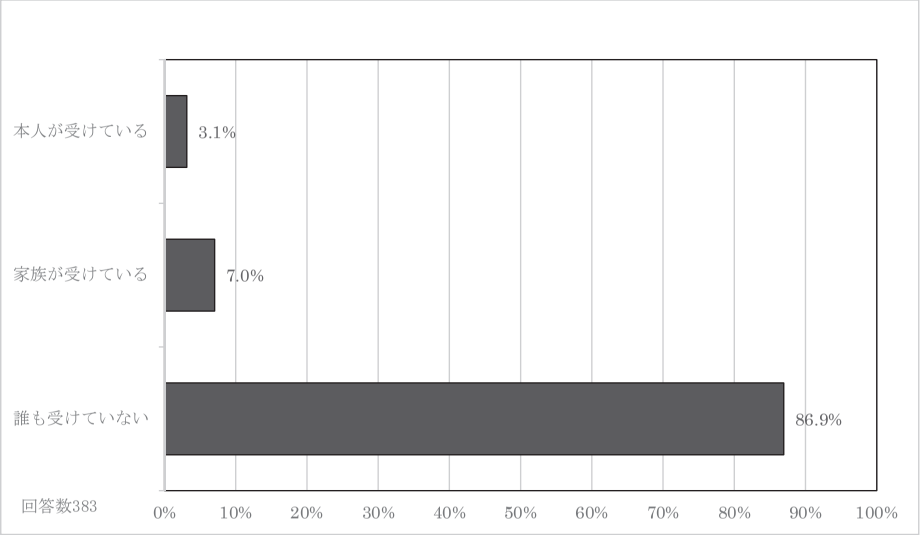

問５　あなたもしくは同居している家族に身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病などの障害のある方はいますか。（あてはまるものすべてに○）

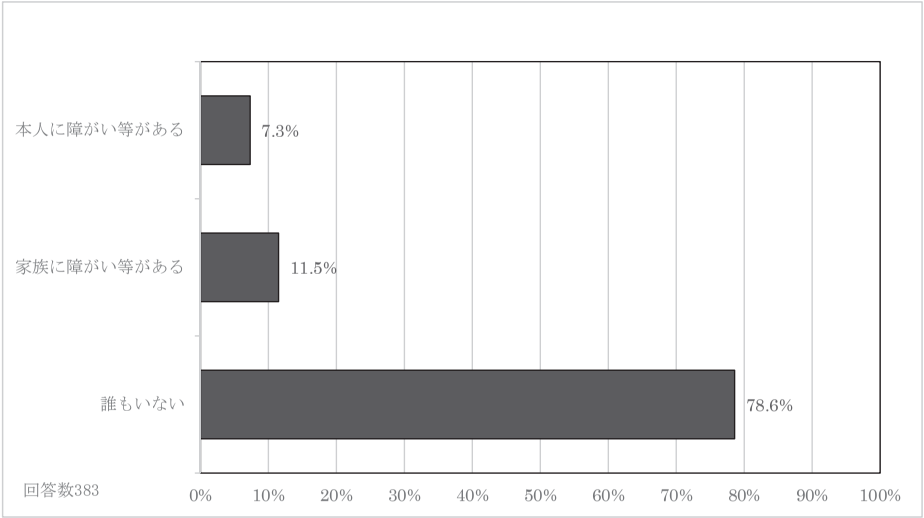

地域についておうかがいします

問６　あなたは、ふだんご近所の方とどの程度の付き合いをしていますか。（１つに○）

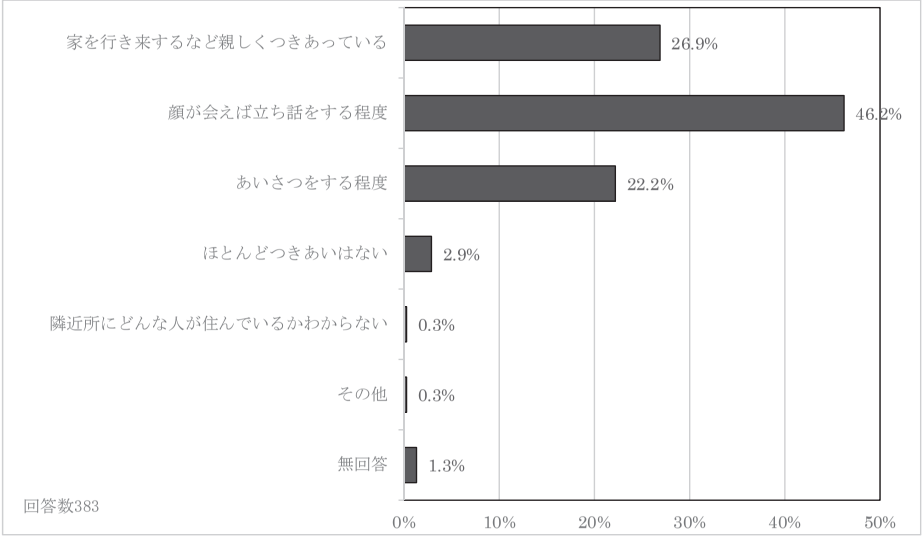

「その他」の主な回答内容
・足が悪く、あまり近所の家を訪問できない。

問７　ご近所との付き合いは、どの程度が望ましいと思いますか。（１つに○）

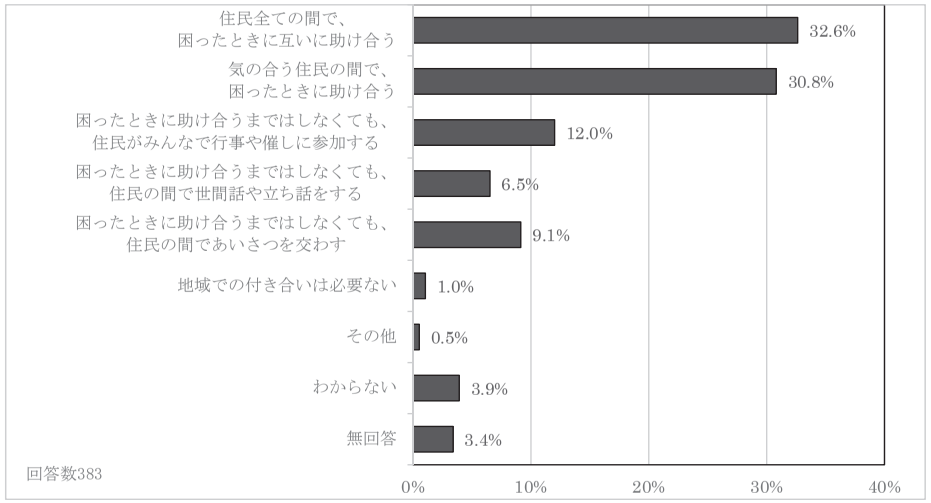

「その他」の主な回答内容

・困ったときだけでなく、また気の合う住民とだけでなく、住民全体で付き合っていく。
・困ったときに助け合うとともに、できるだけ行事や催しに参加する。

問８　ご近所との付き合いの中で、今後、手助けしてほしいと思うことはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

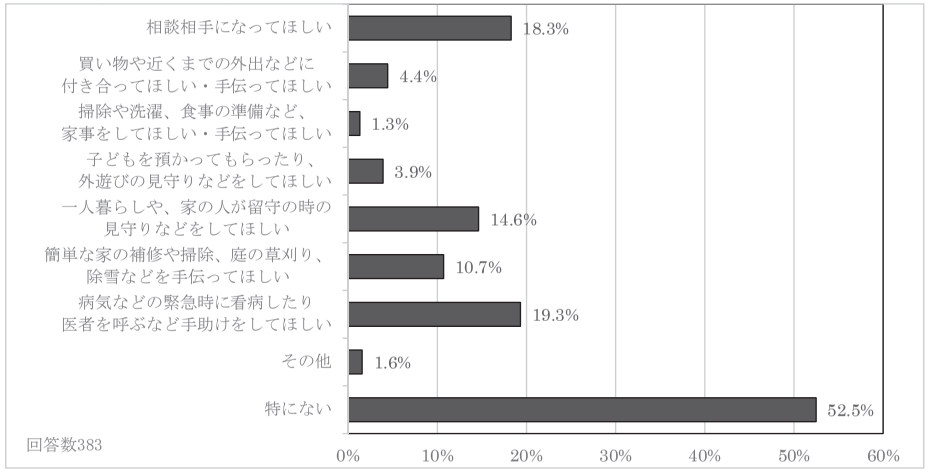

「その他」の主な回答内容

・手助けというより、お互いに何かしら気にかけ、声を掛け合えるような小さな接点を大事にできる付き合いをしたい。
・一人で帯広へ行ったことがないので、手伝ってほしい。
・困ったことがあったときに、手伝ってほしい。
・今は不自由していないが、高齢になったときは必要になるかもしれない。

問９　ご近所との付き合いの中で、今後、手助けしたいと思うことはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

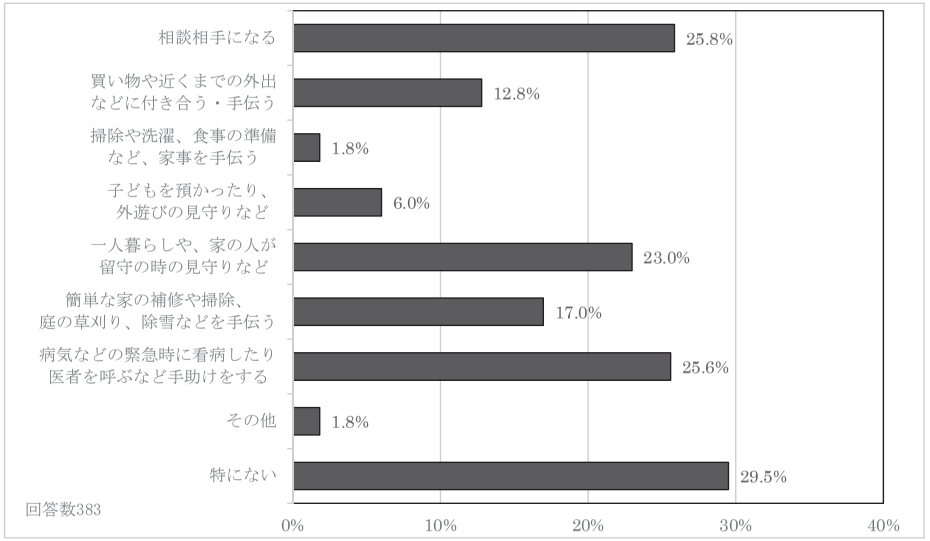

「その他」の主な回答内容

・相手に心の負担がかからない範囲で手助けしたい。
・ゴミ出しであれば、自分にもできると思う。
・自分にできる範囲であれば、手助けしたい。

問１０　地域の方々に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。（１つに○）

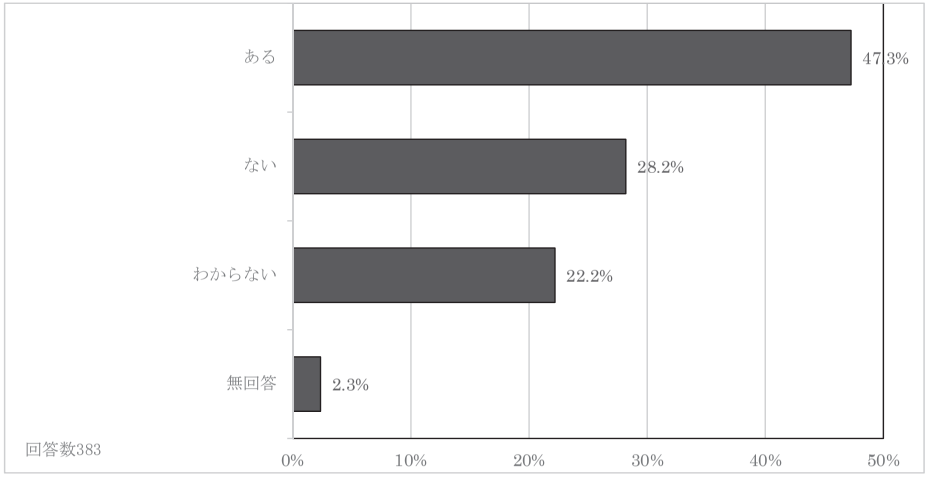

「ある」を選択した方（１８１名）にご記入いただいた具体的な状況について、次のとおり分類し、集計いたしました。

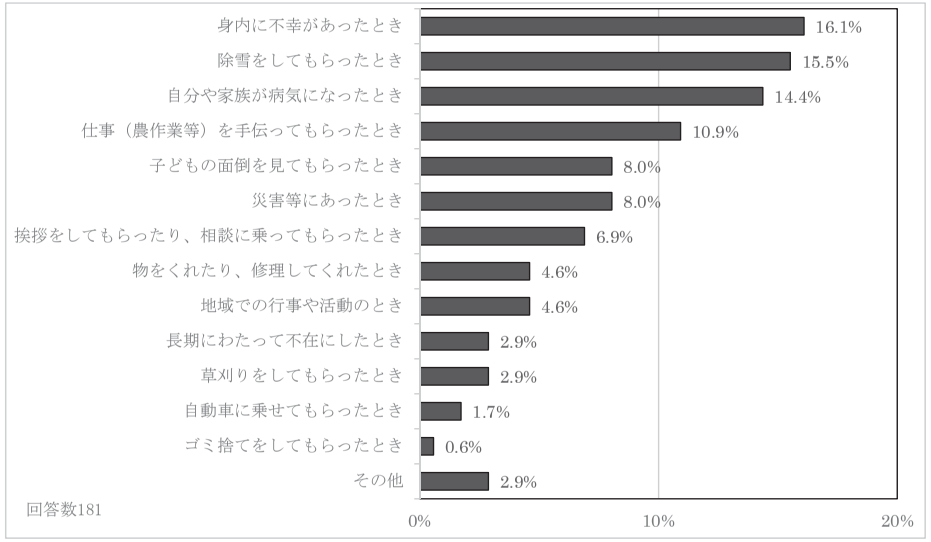

「その他」の主な回答内容
・常日頃。
・日常的に困った時。
・何かにつけて。
・特別というより、知らずのうちにお世話になっていることはたくさんあると思う。
・近所の方がのぞいてくれるので、安心できる。

問１１　地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることは何だとお考えですか。（あてはまるものすべてに〇）

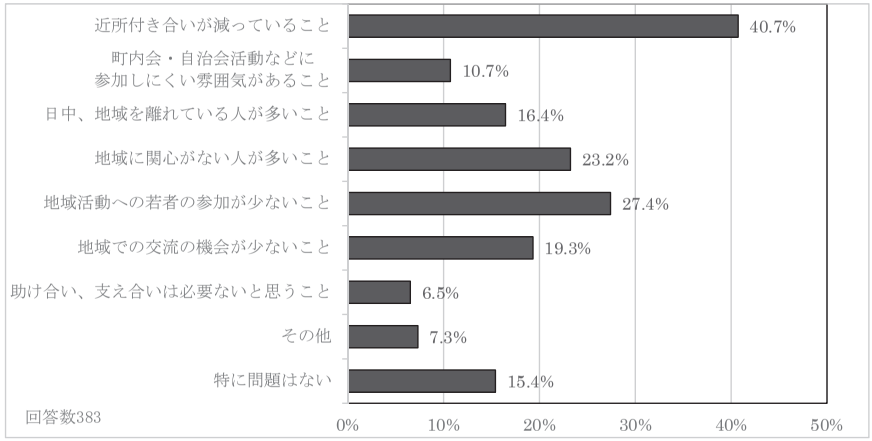

「その他」の主な回答内容
・高齢化や若い人手の不足。それにより行事や活動に参加できる人が減っていること。［他８件］
・人口や世帯数の減少（特に農村部）。［他４件］
・プライバシーの問題（噂が広がりやすいことなど）。［他３件］
・地域との支え合いについて、考え方がさまざまであること。［他１件］
・隣家との距離があり、孤立しやすいこと。
・行事や活動への参加について、強制的な雰囲気があること。
・役員のみの話で物事が行われていることが多いため、住民の声を聴き、さまざまな年齢層の人が集まる交流の場があれば良い。
・行政が地域活動に参加し、リーダーシップを取れば良い。
・わからない。

社会福祉に関する活動についておうかがいします

問１２　あなたは、今までにどのような地域活動やボランティア活動等をしてきましたか。
（あてはまるものすべてに〇）

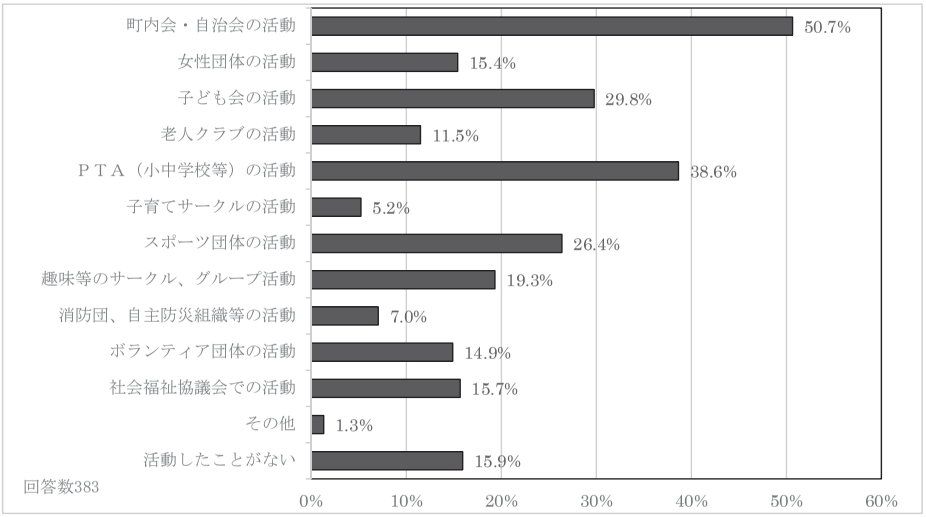

「その他」の主な回答内容
・コミュニティカフェの運営。
・ホットサロンの活動。
・身体障害者に対する活動。
・年齢的に（８３歳）ボランティア活動は難しい。

問１２で「活動したことがない」と答えた方におたずねします。

問１３　地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由は何ですか。
（あてはまるものすべてに〇）

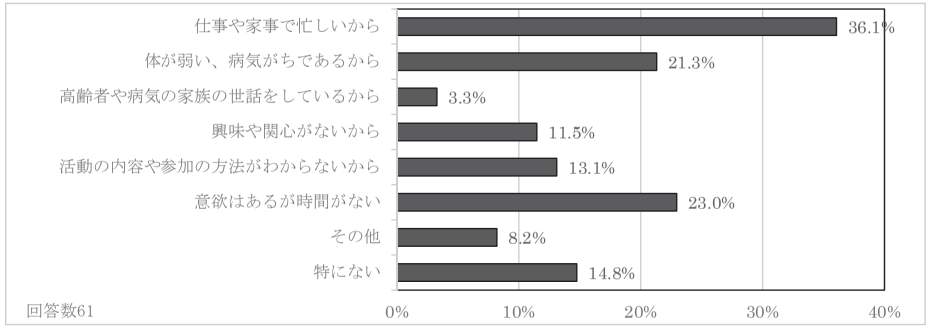

「その他」の主な回答内容
・町外で仕事をしており、地域の人と接する時間が作れないから。
・人間関係に不安があるから。

問１４　新たなボランティア活動者を増やすためには、どのような取り組みが一番必要だと感じますか。
（１つに〇）

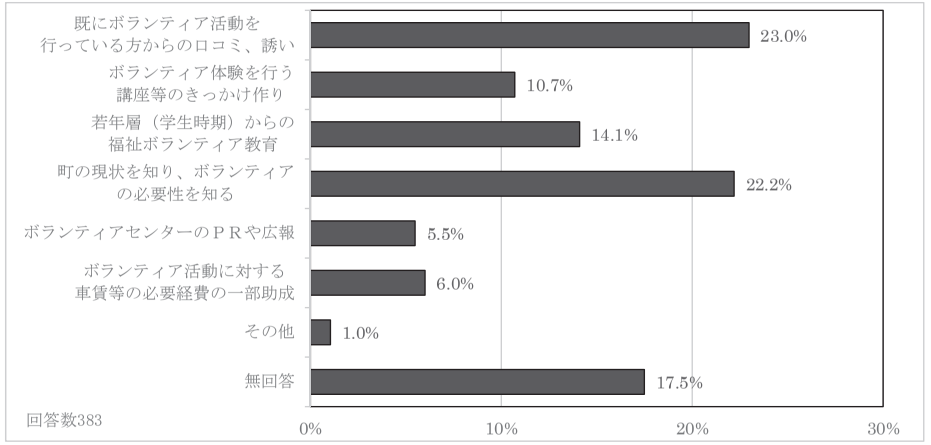

「その他」の主な回答内容
・必要に応じて、有償の活動にする。
・ボランティア活動をしたい人が、行えば良い。
・仕事と子どもの教育のため、ボランティア活動になかなか時間をとれない。
・特にない。

問１５　あなたが高齢者や障がい者、育児中の親、小学生等に対して協力やお手伝いできることはありますか。（あてはまるものすべてに〇）

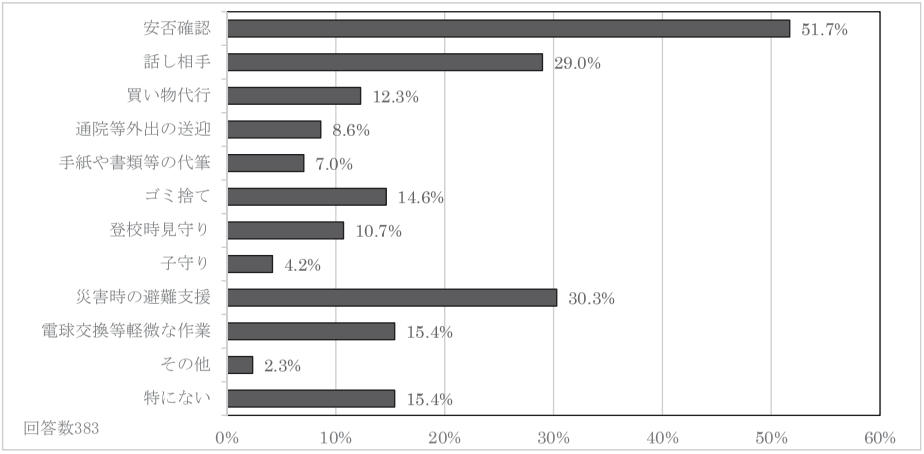

「その他」の主な回答内容
・除雪。［他３件］
・コミュニティセンター。
・草刈り。
・困っているときのお手伝い。
・わからない。
・自分の家庭のことだけで手一杯であり、お手伝いが難しい。
・高齢のため、お手伝いが難しい。

問１６　子どもたちに対する福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加）について、どのように行うべきだと思いますか。（１つに〇）

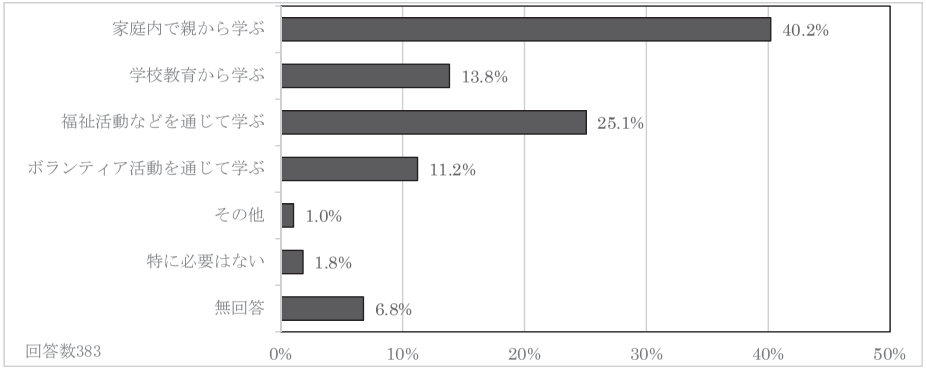

「その他」の主な回答内容
・上記のすべて。［他２件］
・わからない。

日常生活における悩みや不安及び生活困窮についておうかがいします

問１７　あなたは、日常生活でどのような不安や悩みを感じていますか。（あてはまるものすべてに〇）

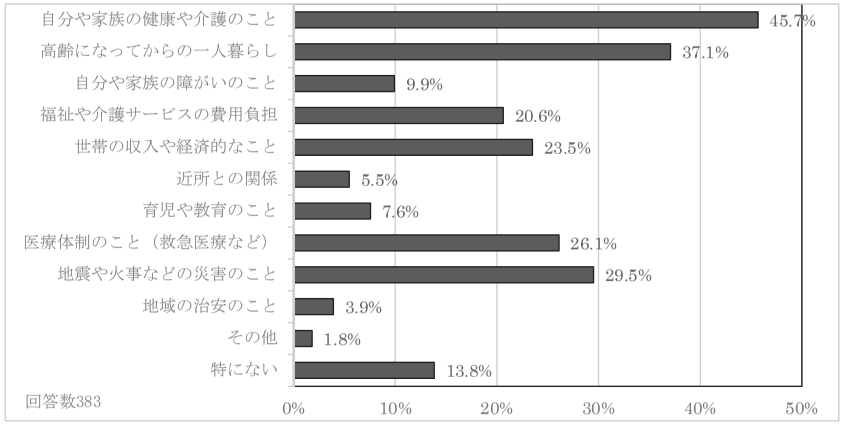

「その他」の主な回答内容
・今は特にないが、高齢になって体調が悪くなったときが心配である。
・これから先の地域のつながり。
・家庭内のいざこざ。
・スーパーが少ないこと。
・年金額が少ないこと。
・通院の手段。
・原子力発電所の事故。

問１８　あなたは、不安や悩みを相談する相手（機関）はいますか（ありますか）。
（あてはまるものすべてに〇）

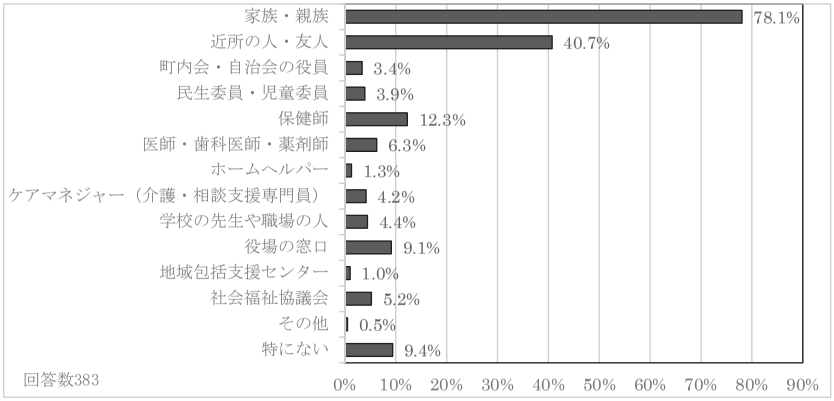

「その他」の主な回答内容
・家族と同居しているため、問題ない。

問１９　日常生活において困ったことが起きた場合の必要な手助けは、誰が（どこが）行うべきだと思いますか。（あてはまるものすべてに〇）

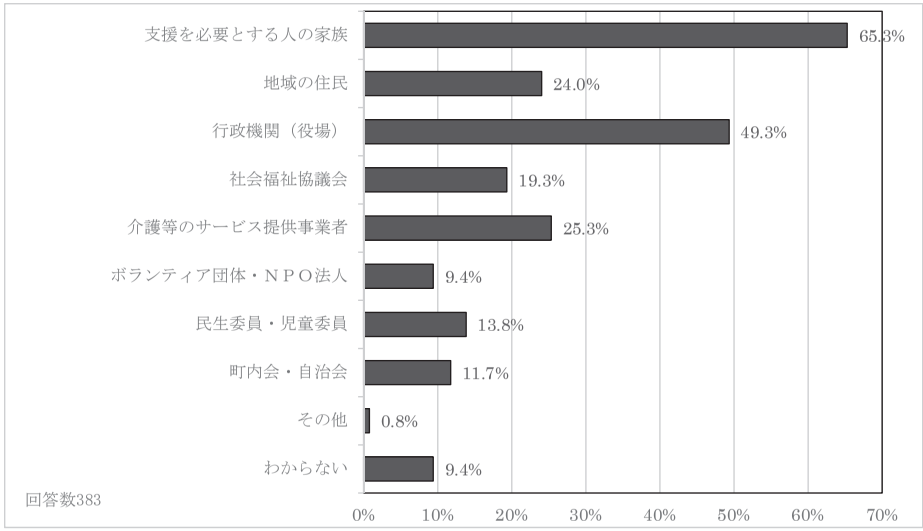

「その他」の主な回答内容
・親族及び家族、友人。［他１件］
・近所の人。

問２０　あなたの家（世帯）における暮らしの状況（経済状況）を総合的にみて、どう感じていますか。
（１つに〇）

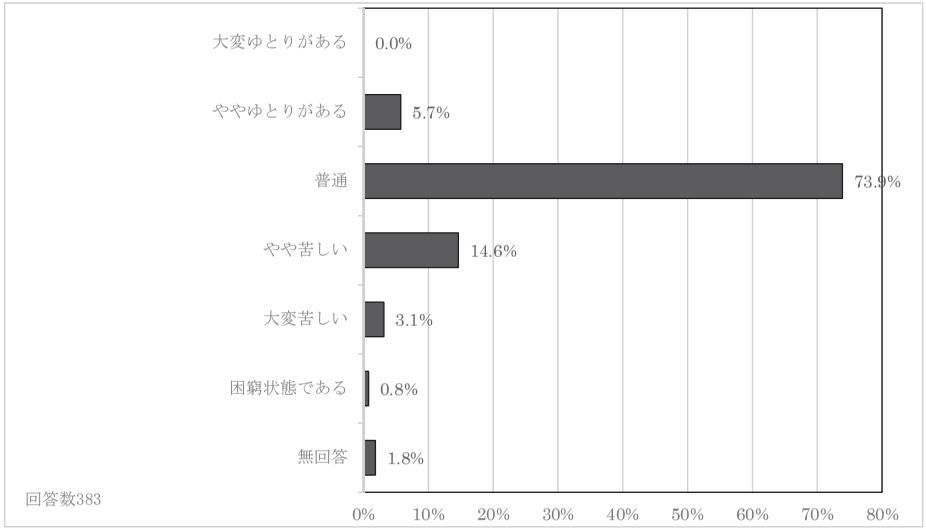

問２１　あなたは「とかち生活あんしんセンター相談会」をご存知ですか。（１つに○）

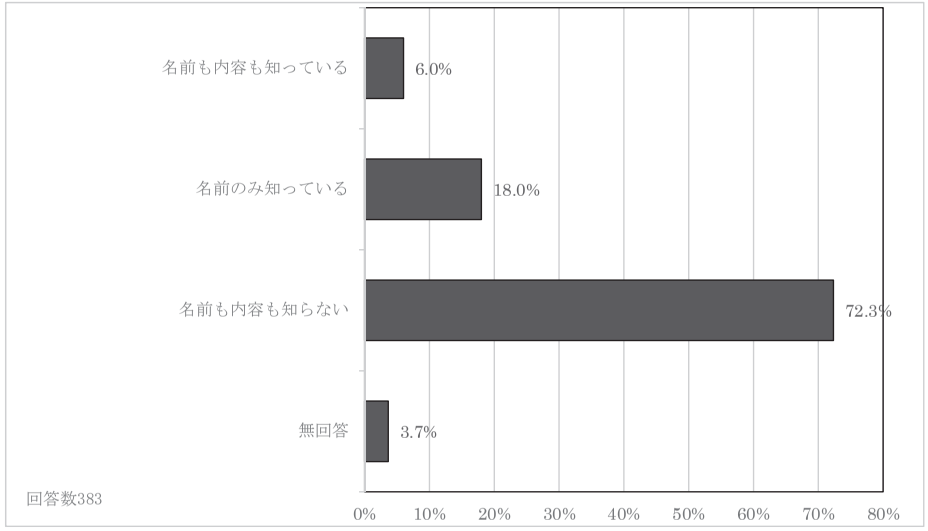

災害時の対応についておうかがいします

問２２　地震など災害が発生した時、あなたはどのように避難しますか。（１つに○）

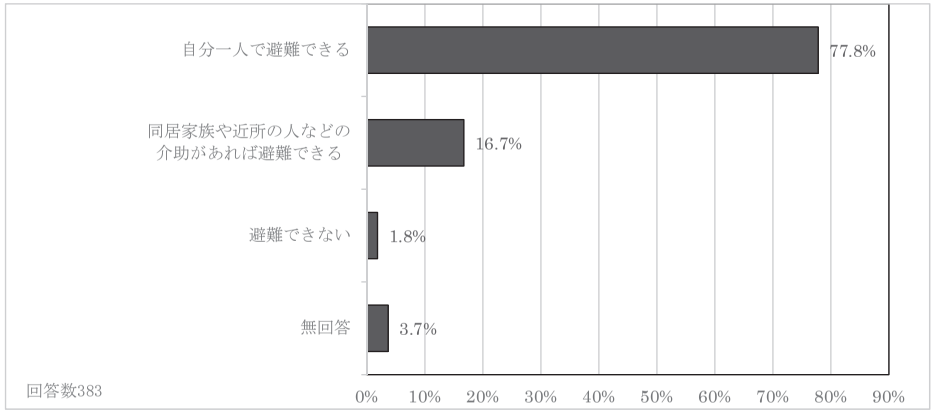

「避難できない」の主な理由
・足が悪く、一人では歩けないから。[他１件]
・一人暮らしの高齢者であるから。
・移動する手段がないから。
・家畜の世話があるから。

問２３　災害が発生した時、自力で避難できない方など手助けが必要な方に対する支援の取り組みについて、あなたはどのように思いますか。（１つに○）

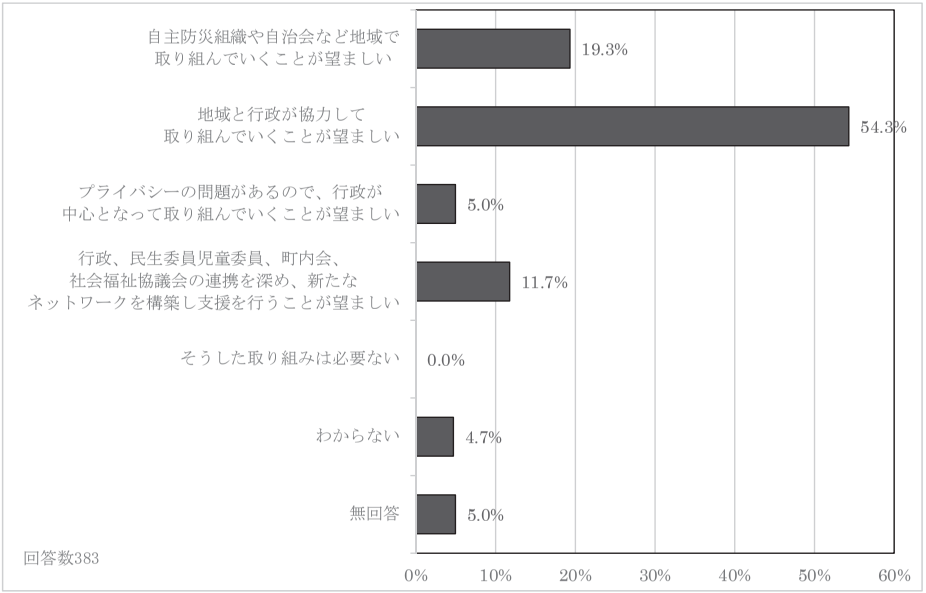

問２４　大規模災害発生時、復興に向けボランティアの受け入れをおこなう、災害ボランティアセンターが設置される事を知っていますか。（１つに○）

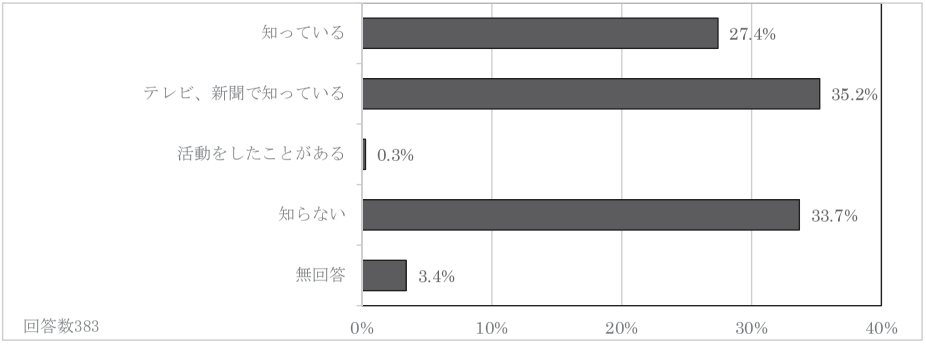

地域福祉にかかわる機関や団体についておうかがいします

問２５　あなたは、豊頃町社会福祉協議会の活動を知っていますか。（あてはまるものすべてに○）

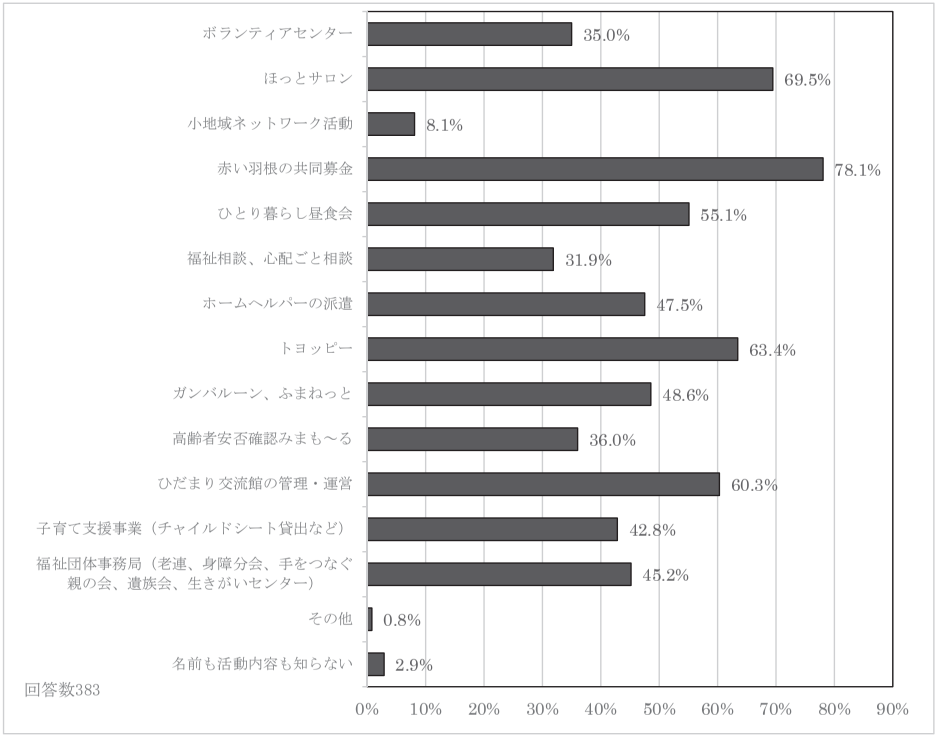

「その他」の主な回答
・全部聞いている。
・詳しい活動は知らない。

問２６　あなたは豊頃町社会福祉協議会が町の広報誌と一緒に発行している「社協だより」を読んだことがありますか。（１つに○）

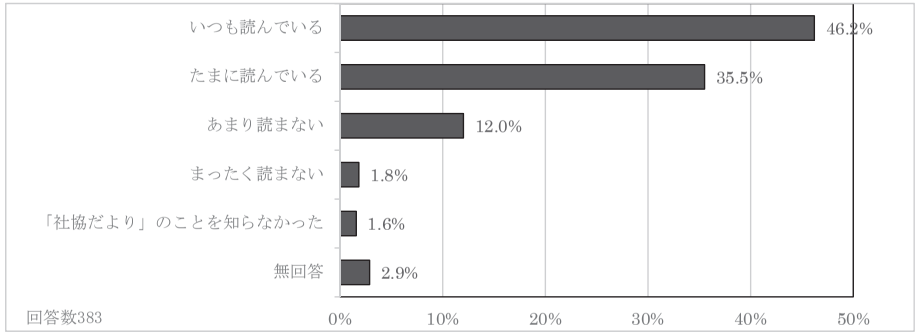

問２７　あなたは豊頃町社会福祉協議会のホームページを見たことがありますか。（１つに○）

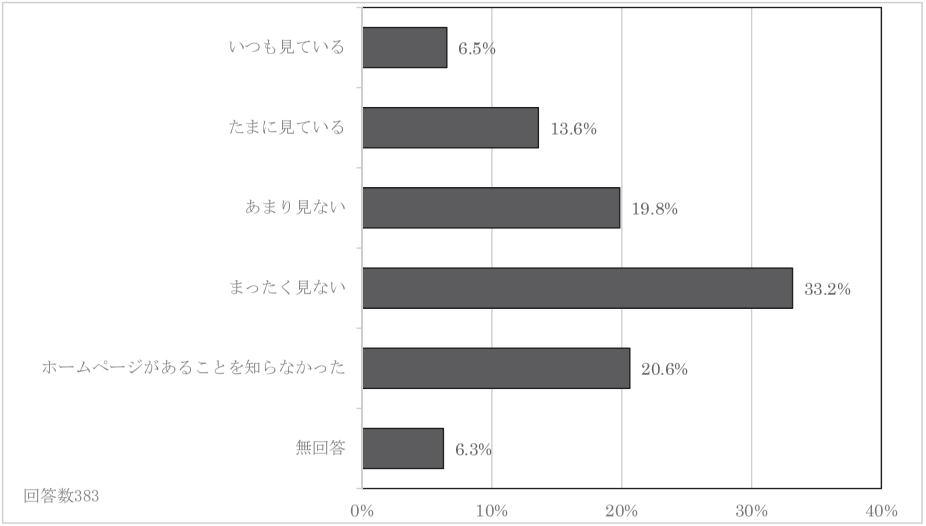

問２８　あなたは、民生委員・児童委員の活動内容をご存じですか。（あてはまるものすべてに○）

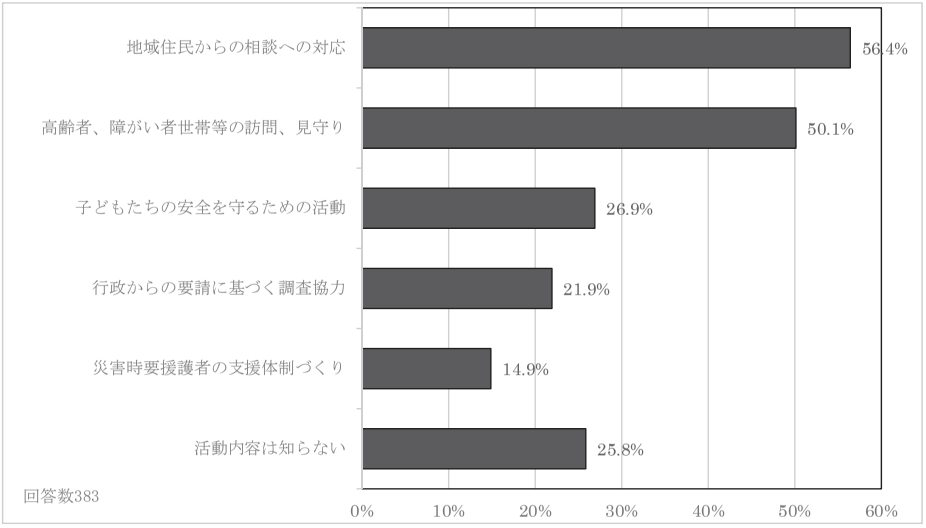

地域福祉施策についておうかがいします

問２９　あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。
（あてはまるものすべてに○）

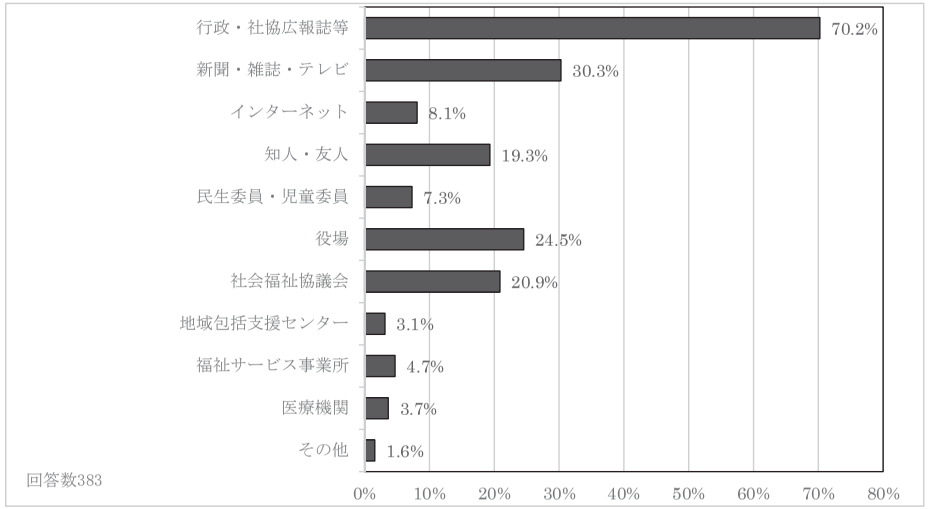

「その他」の主な回答
・仕事・職場で。［他１件］
・老人会。
・保健師。
・特にない。

問３０　あなたは、現在、何らかの日常生活における支援を必要としている人が、十分な福祉サービスを受けているとお考えですか。（１つに○）

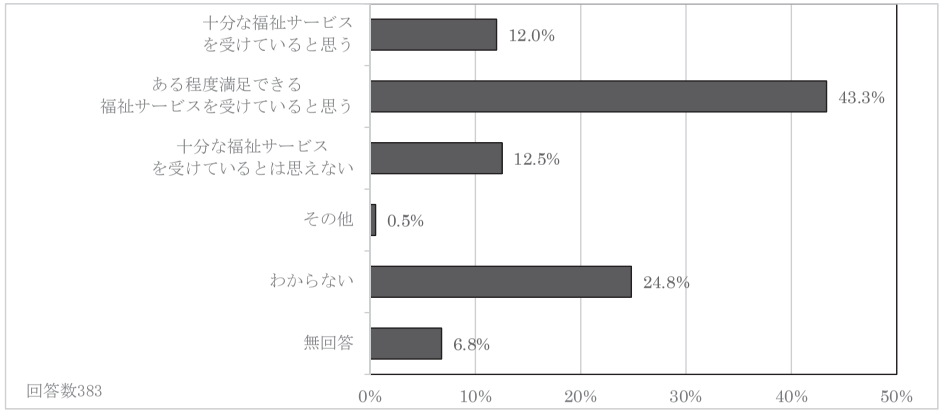

「その他」の主な回答
・日常生活に支障はないが、認定を受けられる高齢者がいるのではないかと思う。サービスが偏っていると思う。

問３１　あなたが、町内でこれから始めてほしい、またはあればよいと思う福祉サービスは何ですか。

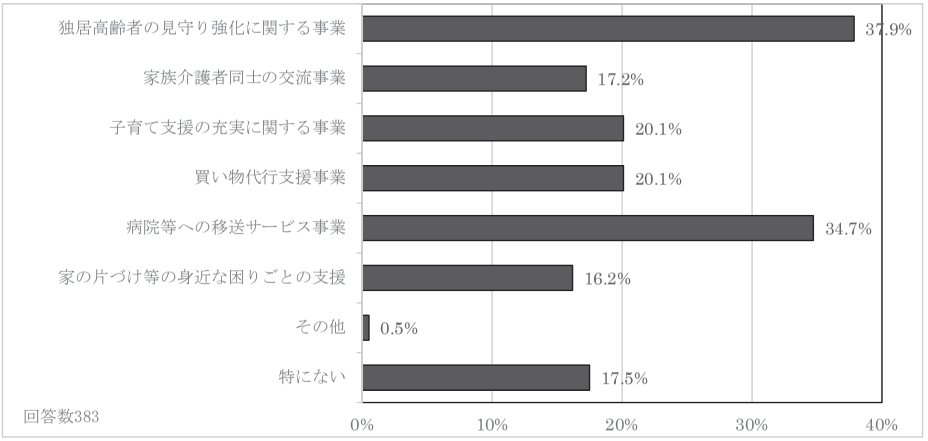

（あてはまるものすべてに○）
「その他」の主な回答
・ヘルパーが対応することのできない、敷地内の草刈りや軽微な除雪。
・移送サービス事業で、町外の病院に行けたら良い。

問３２　みんなが助け合いながら安心して暮らすためには、特に今後どのようなことが重要だと考えますか。（あてはまるものすべてに○）

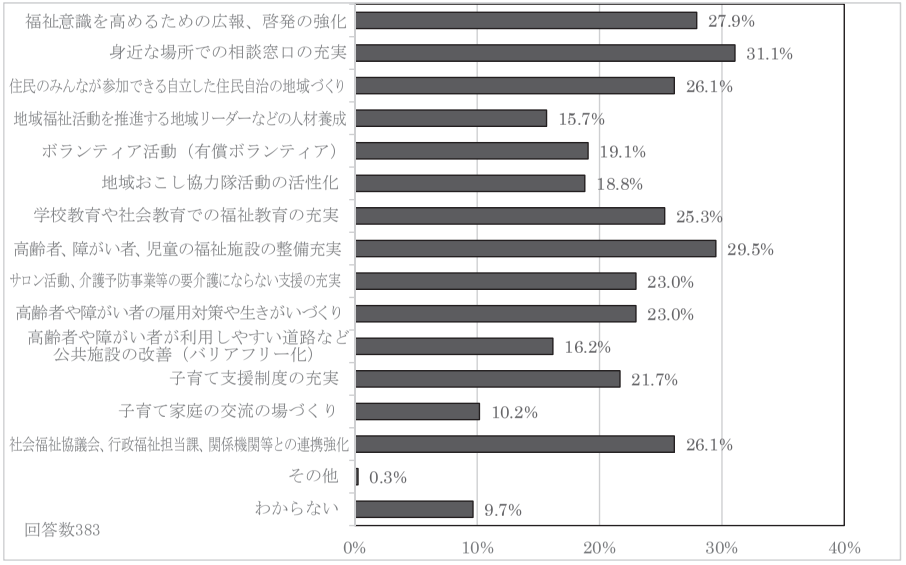

「その他」の主な回答
・すべてについて、今後ますます必要になってくると思うが、それぞれ充実させていくことが求められると思う。

問３３　あなた自身、高齢期をどのように過ごしたいと思っていますか。（１つに○）

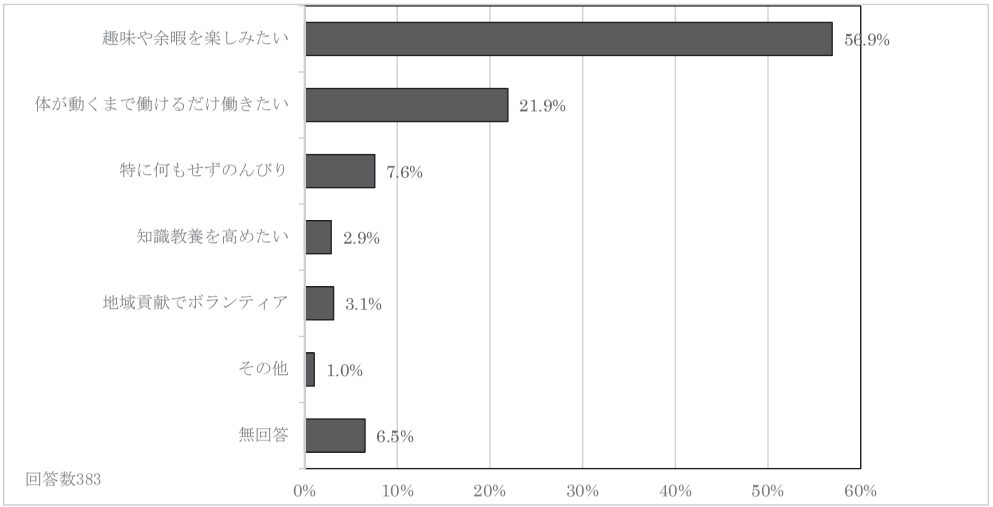

「その他」の主な回答
・趣味などの勉強をしたいが、要望に対して役場の対応が追い付いていない。
・病気になっていなければ、さまざまな活動に参加したかった。

問３４　あなたは、ご自身の終末期（もし、介護が必要になった場合）をどのように過ごしたいと思いますか。（１つに○）

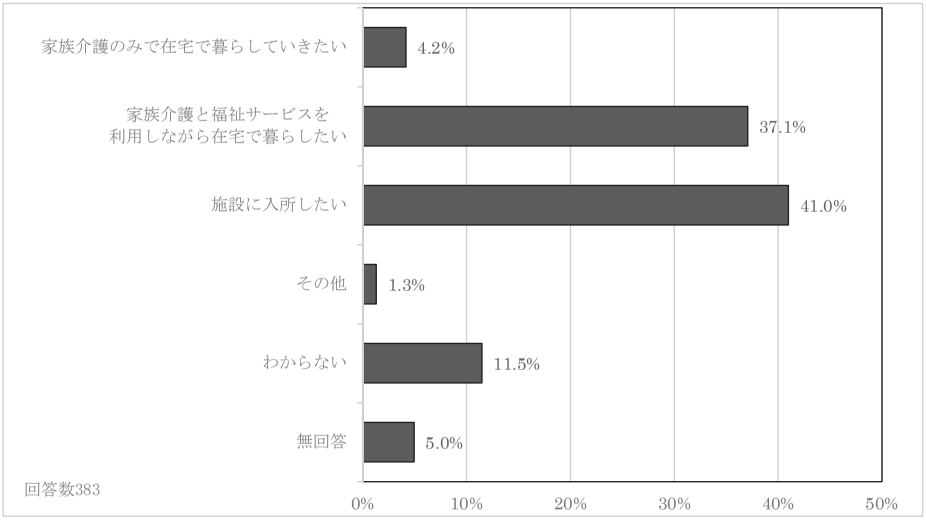

「その他」の主な回答
・ピンピンコロリ。［他１件］
・そのときの状況により判断したい。［他１件］
・周りの状況によると思う。

問３５　豊頃町の今後の福祉のあり方についてあなたはどのようにお考えですか。（１つに○）

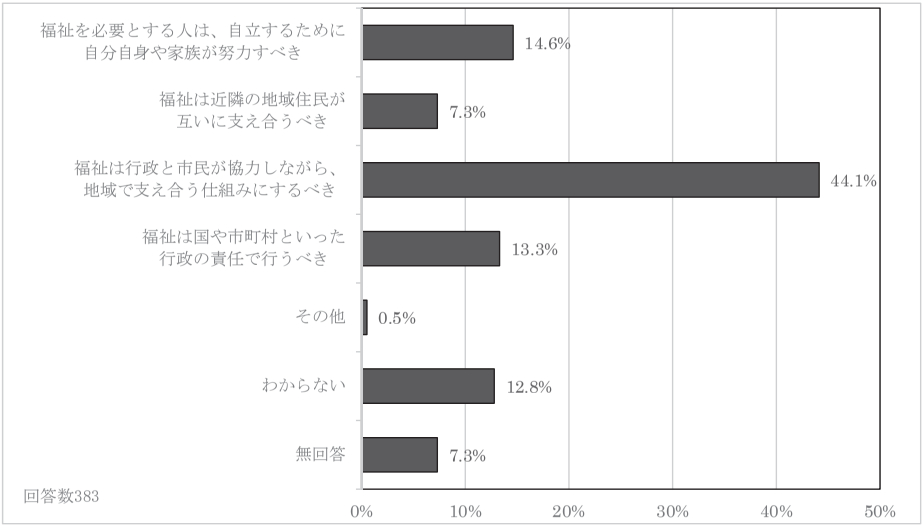

「その他」の主な回答
・町村を超えた、総合的な福祉を求めたい。
・行政等公的機関の情報提供や手助けを受けながら、家族（自分も含め）の協力と積極的に自分の地域への支援について発信することが必要だと思う。

問３６　地域福祉に関するご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。
※重複する意見や要望については、整理させていただきました。

（１）行政や社協等への意見・要望

①　高齢者に関すること

1	さまざまな支援やサービスについて、町民全員にはきちんと伝わっておらず、利用できていない人がいるように思う。テレビやインターネットから得る情報も理解が難しい。もっと分かりやすく情報を提供してほしい。また、問合せのしやすい環境を作ってほしい。
2	町民全員が平等にサービスを受けられるようにしてほしい。各種申請について、もっと簡素化してほしい。
3	サービス等について、知らないことがたくさんある。情報がきちんと浸透すれば、サービスを利用する立場になったとき、慌てずに利用できると思う。
4	家族の介護を経験した人の話を聞く場もあるが、サービスの利用方法等について、正確に伝わっていないと思うことがある。
5	実際どのくらいの介護負担があるのか心配なので、気軽に相談できる環境を作ってほしい。
6	以前に、寝たきりの母の介護用品を得るために苦労した経験があるが、現在は恵まれていると思う。
7	老人ホームを増やしてほしい。

８	高齢者に運転免許証の返還を推進する流れがあるが、ＪＲの駅が存続されるかどうかも分からず、交通手段の確保が難しくなると思う。町外の病院に通い続けるため、たとえば福祉除雪やタクシー券交付の対象範囲を広くするなど、対策をとってほしい。
９	今は自動車に乗り買い物に行くことができるが、自動車に乗れなくなったとき、食料品や日用品等の移動販売があると良い。
１０	帯広市内の病院に送迎の自動車が出ていると聞くが、詳しいことが分からない。もし利用できるのであれば、大変助かる。
１１	豊頃町に住む高齢者として、これ以上の幸せはない。コミュニティバスやタクシー券を有効利用しているほか、「ホットサロン」は適度な集いの場になっている。
１２	一人暮らしの人にもっと手助けをしてほしい。具体的には、簡単な家の補修や庭掃除、草刈り、除雪等。
１３	独居高齢者への支援が重視されているように思う。
１４	近所に、話す相手を求めている高齢者がいる。
１５	健康に関する知識（症状が出たときの対処法や普段から気を付けるべきこと等）について、具体例を挙げて分かりやすく教えてほしい。
１６	高齢者にやさしい町だと思う。
１７	伊達市のように、高齢者にやさしいまちづくりをしてほしい。
１８	少子高齢化への対策を急ぐ必要があると思う。行政と町民が協力し、小さい町だからこそできるきめ細やかな仕組みができると良い。

②　子ども・障がいに関すること

１	高齢者がボランティアとして活躍しているが、今後のことを考えると、若い世代がもう少し関心を持って参加してほしい。
２	若い人が積極的にボランティアをしてほしい。
３	子育て支援が充実してきており、子育てをしやすくなっていると思う。さらに中学生や高校生への支援が拡充されると、保護者の負担が軽減すると思う。特に、町内には高校がないため、高校進学のために遠方に行かなくてはならず、送迎や交通費の関係で保護者の負担が大きいと思う。
４	南町に新築住宅が増え、子どもの数も増えているので、公園を整備してほしい。
５	十勝管内最低の就学人数となっており、少子化対策の充実が大切だと思う。このままでは次期町村合併の最優先となってしまう。
６	土日に仕事が入ったときに、障がいのある子どもを預かってもらえる場所がなく、困った経験がある。町内に限らず、小学生以上になると行き場がなく、療育を続けたいと思っても時間的・経済的な負担が大きい。

③　地域拠点や地域の安全に関すること

１	「ひだまり交流館」を有効利用してほしい。
２	人口が減り商店街もさびしくなったが、「ひだまり交流館」の利用者がもっと増えると良いと思う。
３	建物を作っても、その場所や開館時間によっては、人が集まりにくいと思う。「ホットサロン」等について、利用価値のある場にしてほしい。
４	中央区に、高齢者や子どもが集まり、オープンに交流ができる場所があれば良いと思う。お茶やコーヒーを飲みながら、昔の思い出話をしたり今の若者の悩みを聞くなど、何気ない会話をしたい。
５	自分の子どもが近くにいないため、地域の人と話し合える場所がほしい。
６	もっと近くで買い物ができれば良い。
７	民生委員が、何の活動をしているか分からない。
８	町または町社協のホームページに、民生委員名簿を登載してほしい。
９	浜に来た若者で、その場にゴミを捨てていく人がいる。ゴミを持って帰るようにしてほしい。
１０	ジュエリーアイスを見に来た若者が、夜に車中泊をしており、治安に問題を感じる。
１１	家庭や学校、地域で発生するさまざまな事件が報道される中で、危険を予測し回避するための方法を地域で話し合う必要があると思う。
１２	老いも若きも差別のない、住みよい町であってほしい。

④　その他

１	支援を必要としている人の病気や性格、家族情報について把握するべきだと思う。
２	弱者の苦しみを解決してほしい。
３	結婚相談を実施するなど、積極的に結婚支援をするべきだと思う。
４	以前から、町役場や農協の職員が退職後に町外に出る傾向があったにも関わらず、人口減少への対策を考えてこなかったことは疑問である。
５	町外から町内に通勤している人に対して、交通費を出すのはおかしいと思う。町外から通勤する人は減らしてほしい。
６	税金が年々高くなっているように思う。退職して収入が減る中、税金が増えるのは納得がいかない。

（２）将来のこと、介護に対する不安

１	元気なうちは、イベントがあれば参加したい。
２	自分がいつ介護等を必要とするかは分からないが、少しでも元気で過ごしたい。
３	できるだけ元気でいられるように、趣味に取り組んだり、何か新しいことをはじめたい。
４	町内でできる仕事をし、地域で落ちついて生活したい。
５	将来のことを考えると不安である。なるべく家族に迷惑をかけないように、一人で生活できる期間を長くしたい。
６	介護が必要になったとき、施設に入所することは難しいように思う。
７	福祉にお世話になるのは少しでも後回しにしたい。何事もまずは家庭からと思い、毎日を過ごしている。
８	自分が高齢になったときの不安はあるが、子どもに介護の負担をかけたくないので、健康でいられるように意識をしている。介護が必要になった場合は施設に入りたい。

９	現在は、自分のことは自分で全部できるが、体の調子が悪くなったとき、家族に負担をかけないように施設に入りたい。
１０	今のところ自動車の運転もでき、通院や買い物にも支障ないが、運転ができなくなったときのことは考えられない。老人ホームには入りたくない。少し元気なうちに、お互いに助け合う共同生活をはじめたい。
１１	今は、両親も身の回りのことをある程度できるが、自分も高齢になっていくため、介護への不安が大きい。

（３）地域活動への協力

１	仕事をしなくなったときには、地域でボランティア活動をしたい。特に子どもに何かをしてあげたい。
２	今は働いているために時間の余裕がなく、自分のできることは少ししかないが、皆と協力して仲良く地域で生活していきたい。
３	自分でできることを少しでも行い、自分が他の人をお世話するくらいの気持ちを持って過ごしていきたい。
４	他の人と心が通い合ったときには、社会的な名誉や資産以上の幸福を実感できると思う。今後、できる限り健康に留意しながら、老後の生きがいを高めるべく福祉活動の一助に努めたい。

（４）その他

１	本アンケートについて、「一人ひとりが互いに支え合い」とは、具体的にどのような状態を指す言葉なのか、定義が不明瞭であり答えにくかった。また「一人ひとりが互いに支え合う」ということを強調しているが、少々押しつけがましく思う。どのくらいの人が「支えたい」「支えられたい」と思っているのか、アンケート結果から知りたい。
２	他者の関わりに拒否的な人もおり、家族以外の人の生活に関わるのは難しいと思う。お互いに気を遣いすぎないように、行政や地域の手助けの上、人の役に立つことをしたい。
３	個人情報やプライベートが守られる環境での福祉は難しいと思う。
４	日々の生活が多忙であり、福祉や趣味について考えるゆとりがない。

ご協力いただきありがとうございました。

地域福祉に関するアンケート調査の結果
（中学生版）

調査の概要

１　調査票配布数
　　７３部

２　有効回答数（回収率%）
　　７０部（９５．８%）

３　調査実施日（回答期日）
　　平成２９年７月～８月

問１－１　あなたの性別をおうかがいします。（１つに○）

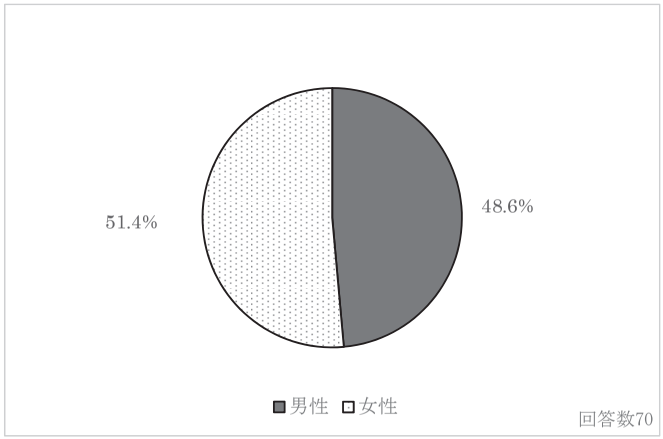

問１-２　あなたの学年をおうかがいします。（１つに○）

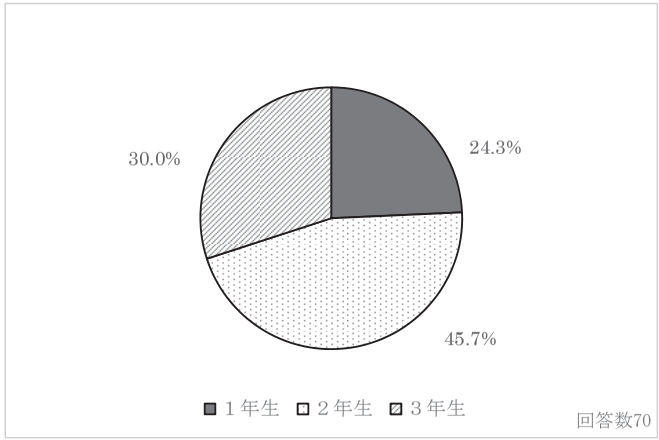

問２　あなたは、この１年間で参加した町内行事はありますか。（複数回答）

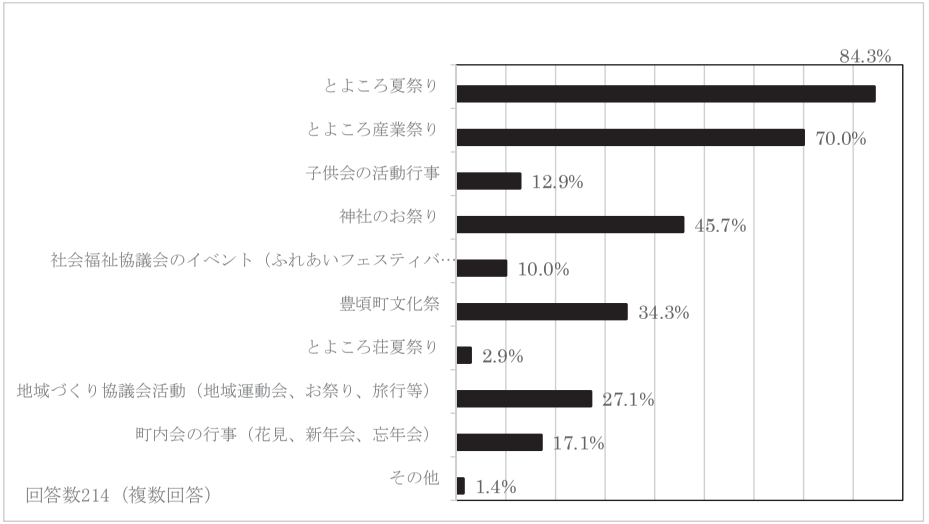

「その他」の主な回答内容
・コミセン祭り

問３　あなたも大人と一緒にイベントや行事を企画してみたいですか。（１つに〇）

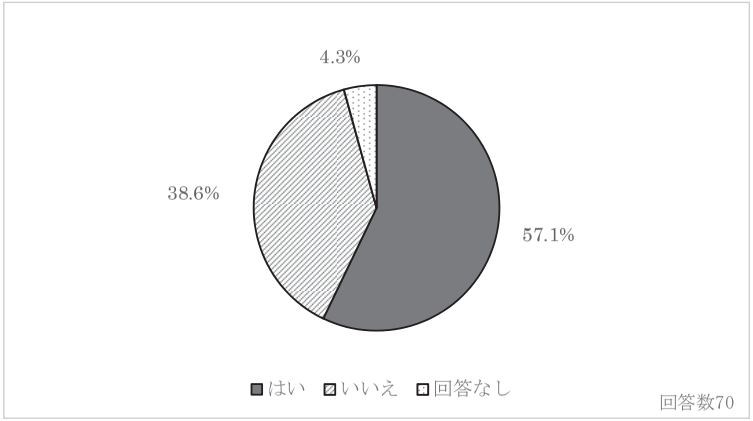

問４　あなたが放課後や休日に利用する、町の施設はありますか。（複数回答）

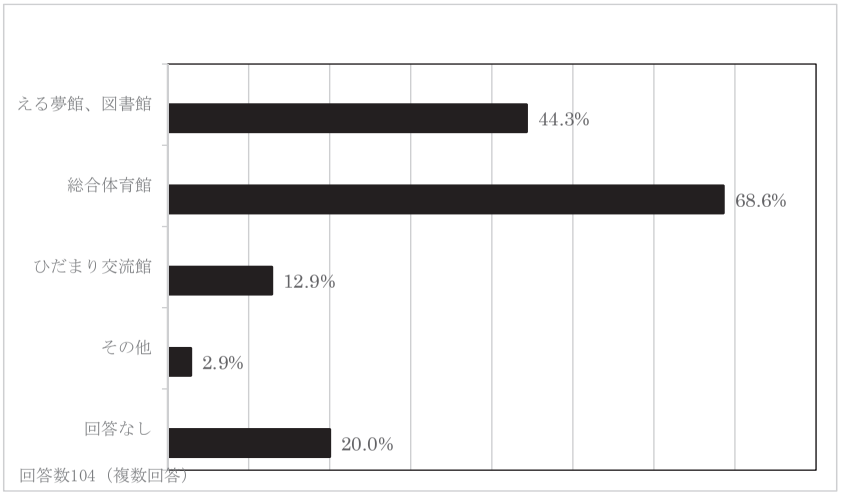

「その他」の主な回答内容
・豊頃町立ソフトボール場
・プール

問５　あなたは機会があれば、ボランティア活動や福祉体験等に参加したいですか（１つに〇）

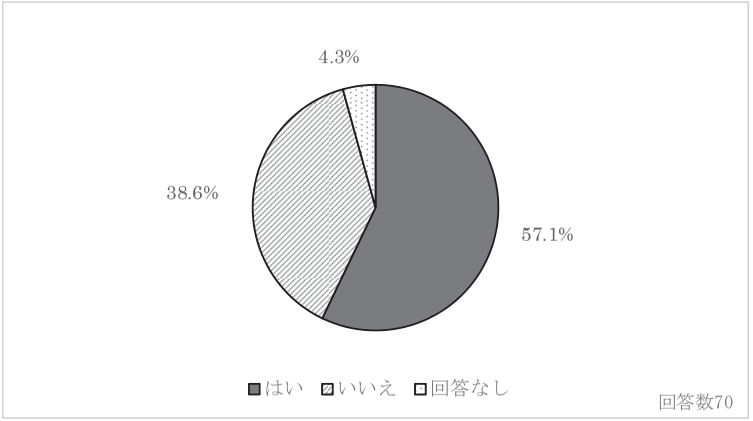

問６　あなたがこれからもっとも豊頃町に望むことは何ですか。（複数回答）

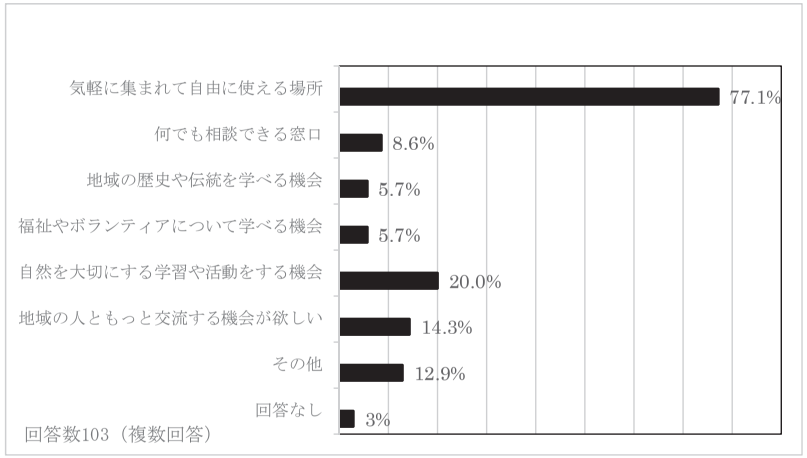

「その他」の主な回答内容（意見数）
- ・体育館をもう一つほしい（3）
- ・コンビニを増やしてほしい（3）
- ・お祭りの食べるものがいつも少なくて、売り切れている。
- ・大きなスーパー、大きな公園（遊具が多い）
- ・若者が買える服屋さんを開いてほしい

問７　あなたは進学や就職をして豊頃町を離れたとしても、また豊頃町に戻って住み続けたいと思いますか。（１つに〇）

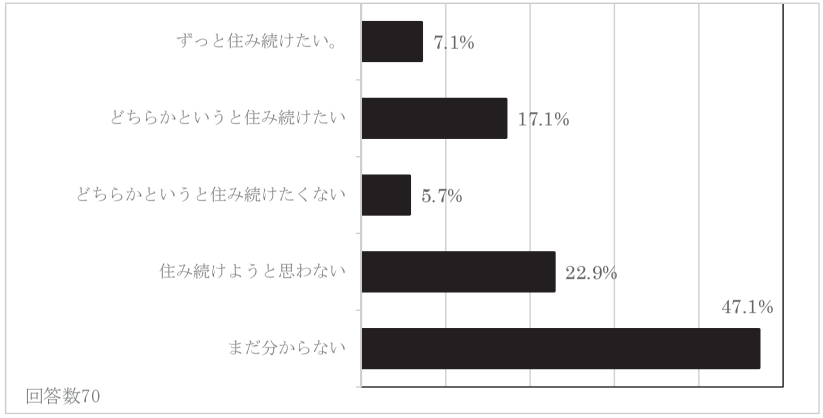

問８　問７を選んだ理由。（自由記述の意見を以下の項目に分けて集計しています）

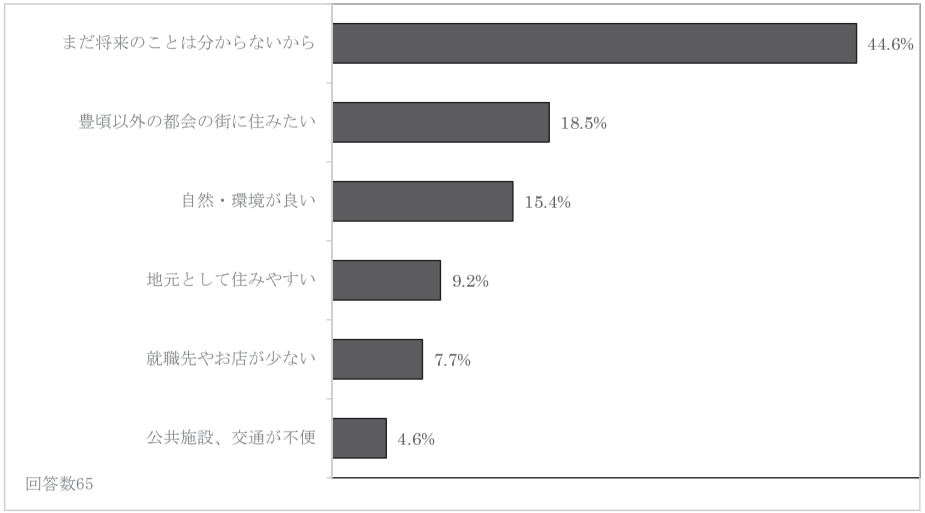

問９　豊頃町のよいところ・好きなところを自由にお書きください。
（自由記述の意見を以下の項目に分けて集計しています）

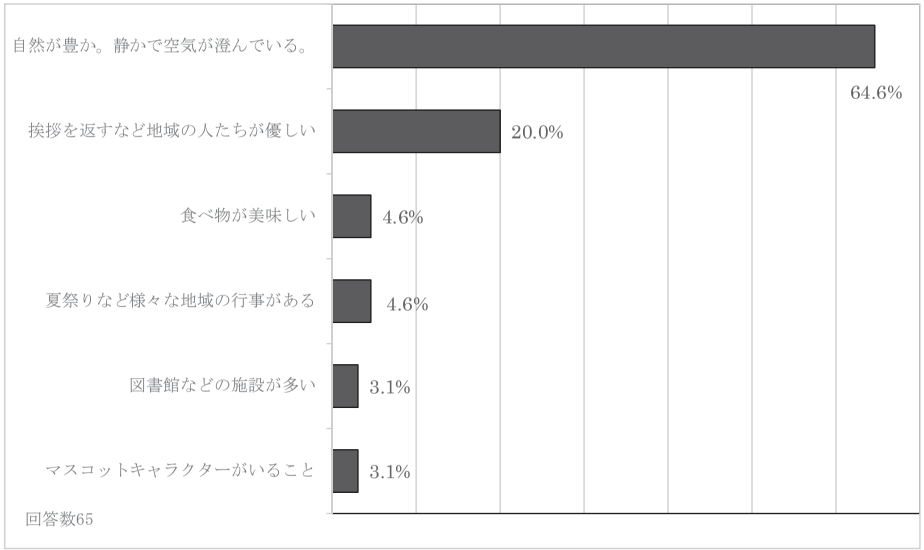

問 10　豊頃町のよくないところ・嫌いなところを自由にお書きください。
（自由記述の意見を以下の項目に分けて集計しています）

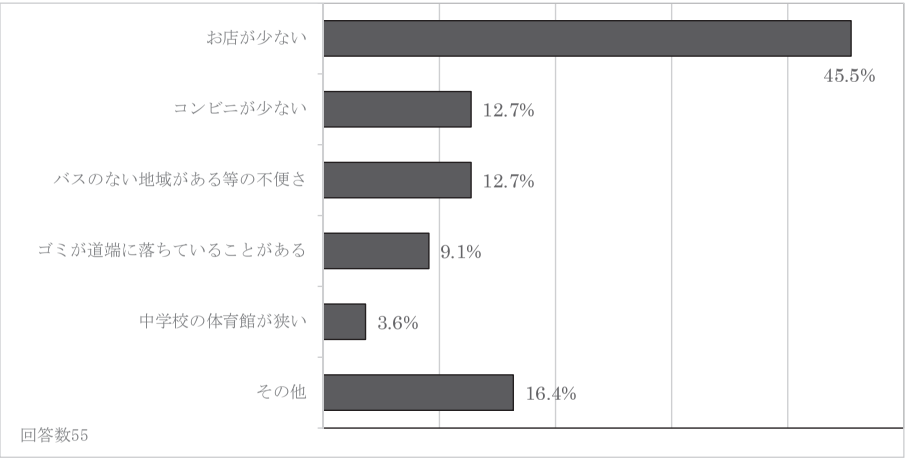

「その他」の主な回答内容
・小学生がうるさい
・通学路がひどい
・正直言って、マスコットのクオリティーが低い。
・堆肥くさい
・建物が古い（危険）。そういうところは壊れたら危ないので、新しくしてほしい。
・町が分かれていて、友達の家に気軽に遊びに行けない。
・道に電灯がないこと
・虫がいっぱいいること
・野球の自主練習のできるところがあまりない

問 12　あなたの社会福祉協議会の広報誌等を見たことがありますか。

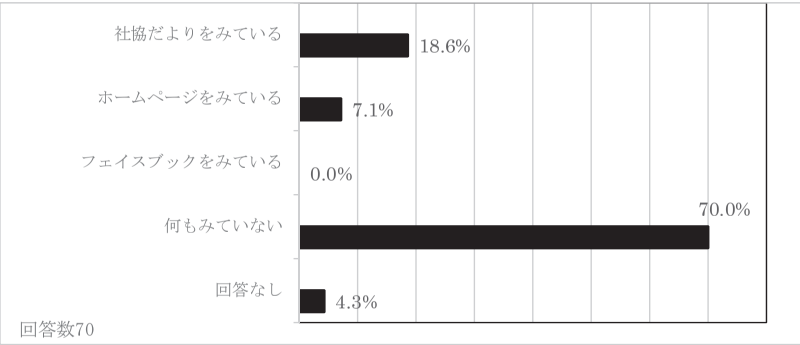

問 11　町の福祉に関係することで、意見や要望があれば自由に書いてください。

●ハード面、施設等に関する意見

・公園等をもっと整備してほしい（特に末広町）。
・自転車専用の道路を作ったほうが良い。
・冬になると、夜間に暗い場所があるので、街灯を増やしてほしい。
・橋にクモの巣が多いので、どうにかしてほしい。
・小学校（特に大津小学校）の老朽化が進んでいる。
・お年寄りが利用できるバスがあり、町内を移動できるので良い。
・ひだまり交流館のみ利用のルールが厳しすぎる。たとえばパソコンの使用については、1 回 15 分、1 日に 1 回と決まっている（図書館は 1 回 1 時間、1 日に何回も利用できる）。

●社協のマスコットキャラクター（トヨッピー）に関する意見

・かわいいと思う。
・最近はあざらしを見ることが少ないので、あざらしがモチーフではない新しいキャラクターを考えても良い。
・デザインを見直したほうが良い。具体的には、人間のような足をなくし、もう少し丸くしてほしい。口から手を出すのもやめてほしい。
・存在意義について教えて欲しい。PRに役立っているのか。
・ハルニレンジャーはいなくなったのか。

●その他

・子どもだけで何かをする企画をやってみたい。
・昔やっていた勉強会を、もう 1 度やってほしい。

○豊頃町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成29年3月13日
告示第11号

(設置目的)

第1条　社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき豊頃町における地域福祉の総合的かつ効果的な推進を図るため、「豊頃町地域福祉計画」(以下「計画」という。) 策定を目的として、豊頃町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条　委員会は、豊頃町の地域福祉に対する総合的な施策について、調査及び検討を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第3条　委員会の委員は10名以内で組織し、次の掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

(1)　保健・医療・福祉関係に携わる者

(2)　各関係団体に携わる者(高齢者・女性・子育て・商工・産業など)

(3)　町長が認める者

(任期)

第4条　委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

2　欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は委員の互選による。

3　委員長は委員会を代表し会務を統括する。

4　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2　委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第7条　第2条に規定する所掌事務を行うため、作業部会を置くことができる。

2　作業部会の構成員は、町長が指定する。

(庶務)

第8条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(報酬等)

第9条　委員の報酬及び費用弁償については、豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年条例第1号)で定めるところにより支給するものとする。

(その他の事項)

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 豊頃町社会福祉協議会　地域福祉実践計画策定規程

（目的）

第１条　高齢者や障がいのある方、子どもを含めた全ての町民が、住み慣れた地域で安心して、いきいきと生活をおくることを目指し、行政が策定する豊頃町地域福祉計画と連動した豊頃町地域福祉実践計画を策定し計画の実現に向けて取り組むことを目的とする。

（策定委員会）

第２条　計画の策定にあたり策定委員会を設置し、委員は豊頃町地域福祉計画策定委員が兼ねるものとして、会長が委嘱する。

２　その他委員の任期等詳細に関しては、豊頃町地域福祉計画策定委員会設置要綱に準ずるものとする。

（評価）

第３条　計画の進捗状況の確認や次期計画の策定のために、年度毎に事務局及び行政担当者と内部評価をおこない、理事会に報告する。

（その他）

第４条　この規程に定めるもののほか必要な事項については会長が別に定める。

附　則

この規程は平成２９年４月１日から施行する。

豊頃町地域福祉計画策定委員会委員名簿

（敬称略）

区分		所属団体	職名	氏名	備考
福祉		豊頃町社会福祉協議会	会長	加藤　敏	策定委員会 委員長
福祉		豊頃町民生児童委員協議会	会長	鈴木一男	
福祉		豊頃愛生協会	施設長	金川正次	
医療		豊頃町立豊頃医院	院長	山本　馨	
各団体	高齢者	豊頃町老人クラブ連合会	会長	山田久利	
	教育	豊頃中学校PTA	会長	松﨑直弘	
	女性	豊頃町農協女性部	部長	川口亜矢子	
	障害	豊頃町手をつなぐ親の会	副会長	宮脇直美	策定委員会 副委員長
	福祉	豊頃町ボランティアセンター運営委員会	委員長	大久保よしゑ	

【任期：平成29年5月25日から平成30年3月31日まで】

第１期
豊頃町地域福祉計画
豊頃町地域福祉実践計画

平成３０年３月

編集・発行

◆豊頃町福祉課福祉係

〒089-5392　豊頃町茂岩本町１２５番地

TEL：015-574-2214（直通）

◆社会福祉法人　豊頃町社会福祉協議会

〒089-5313　豊頃町茂岩栄町 102 番地（福祉センター内）

TEL：015-574-3143